

平成22年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成22年3月26日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 4 議案第 4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第11号 京丹波町70あけぼの基金条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議案第12号 京丹波町学校施設の設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第13号 京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第14号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第15号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第 17 議案第 17 号 町道の路線認定について
- 第 18 議案第 18 号 町道の路線廃止について
- 第 19 議案第 19 号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 20 議案第 20 号 平成 22 年度京丹波町一般会計予算
- 第 21 議案第 21 号 平成 22 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 22 議案第 22 号 平成 22 年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第 23 議案第 23 号 平成 22 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 24 議案第 24 号 平成 22 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 25 議案第 25 号 平成 22 年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第 26 議案第 26 号 平成 22 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 27 議案第 27 号 平成 22 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 28 議案第 28 号 平成 22 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 29 議案第 29 号 平成 22 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 30 議案第 30 号 平成 22 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 31 議案第 31 号 平成 22 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 32 議案第 32 号 平成 22 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 33 議案第 33 号 平成 22 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 34 議案第 34 号 平成 22 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 35 議案第 35 号 平成 22 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 36 議案第 36 号 平成 22 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 37 議案第 37 号 平成 21 年度 ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更について
- 第 38 議案第 38 号 平成 21 年度京丹波町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 39 議案第 39 号 平成 21 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 40 議案第 40 号 平成 21 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 41 議案第 41 号 平成 21 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 42 議案第 42 号 平成 21 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 43 議案第 43 号 平成 21 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 第 4 4 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 5 議案第 4 5 号 平成 2 1 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 6 議案第 4 6 号 平成 2 1 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 7 議案第 4 7 号 平成 2 1 年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 8 議案第 4 8 号 平成 2 1 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 9 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 0 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 1 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 5 2 発委第 1 号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 3 発議第 1 号 「畑川ダム建設事業早期完成」を求める意見書
- 第 5 4 閉会中の継続審査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員 (16 名)

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君

14番 小田 耕治 君

15番 山田 均 君

16番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長 寺尾 豊爾 君

副 町 長 畠 中 源 一 君

教 育 長 寺 井 行 雄 君

会 計 管 理 者 岡 本 佐登美 君

参 事 田 端 耕 喜 君

瑞穂支所長 野 村 雅 浩 君

和知支所長 藤 田 真 君

総務課長 谷 俊 明 君

監理課長 山 田 洋 之 君

企画情報課長 岩 崎 弘 一 君

税務課長 稲 葉 出 君

住民課長 伴 田 邦 雄 君

保健福祉課長 堂 本 光 浩 君

子育て支援課長 山 田 由美子 君

地域医療課長 下伊豆 かおり 君

産業振興課長 久 木 寿 一 君

土木建築課長 十 倉 隆 英 君

水道課長 中 尾 達 也 君

教育次長 野 間 広 和 君

代表監査委員 船 越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 長 澤 誠

書記 石 田 武 史

開議 午前 9時00分

○ 議長（西山和樹君）

皆さんおはようございます。

連日の各委員会、ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員・山内武夫君、8番議員・東まさ子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 続いて、日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、付託議案の審査、提出議案等の審査が行われました。

本日、会議終了後、全員協議会を開催いたします。

議員の皆さんには、大変お疲れのところご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、同意第1号 教育委員会委員の任命について》

○議長（西山和樹君） 続きまして、日程第3、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えました。議員各位には、開会以来、連日熱心にご審議いただきありがとうございましたことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日提案させていただきました、同意第1号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

現在お世話になっております寺井教育委員教育長であります。一身上の都合により、この3月末日をもって教育委員の辞任の申し出がございました。

引き続きお力添えをお願いし慰留を申し上げてまいりましたが、新たな委員のもとで、さらなる教育行政の進展を図っていただきたいとのご意志がかたく、これを尊重させていただきました。

合併後における教育行政のさまざまな調整事項や教育環境の整備はもとより、就任早々から、学校施設の耐震化事業や瑞穂地区における小学校統合に御尽力をいただき、その諸事業が着実に整いつつありますことに、心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。

後任の教育委員についてであります。京丹波町実勢にお住まいの朝子照夫氏を任命することについて同意をお願いしております。

朝子氏は、昭和51年に京都府公立学校教員に採用後、教育庁社会教育課、総括社会教育主事、学校教育課長や中学校校長を歴任されるなど、教育行政と教育現場双方にわたり豊かな経験をお持ちであり、現在、本町教育委員会の学校教育指導主事としてご活躍いただいております。人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通され、加えて温厚、誠実な人柄から、多くの人々の信頼も厚く、今日の教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。

ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を求めたいと思います。

谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案を朗読をさせていただきます。補足説明とさせていただきます。

同意第1号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町実勢大平48番地23

氏名 朝子照夫 昭和22年12月26日生まれ

年齢は62歳でございます。

平成22年3月26日 提出

京丹波町長 寺尾 豊爾

提案理由につきましては、新たに教育委員会委員を任命するためでございます。

なお、ご本人さんの職歴、また、公的な職歴につきましては、裏面のとおりでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） 町長に一点お尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案されております教育委員の朝子照夫氏につきましては、実勢にお住まいということで、余り私どもとしてはなじみがないということもあるんですが、町長就任以来、教育行政について非常に強化をしていきたいと、重視していきたいんだというようなことも表明をされておったわけでございますけど、新たに朝子氏を任命するというごさいますけれども、教育行政をどういう視点で進めてもらおうかというあたりについて、町長の見解、考え方をちょっと一点伺っておきたい。どういう面を強めていただきたい、取り組んでほしいということで、この朝子氏を任命するんだということだと思っておりますので、その点を伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 教育が大切なことだという認識を持っております。

今度、朝子さんの場合は教育委員をお世話になるわけで、教育委員の決しはることについて、とやかく申し上げる気持ちはないんですが、御質問のとおり、私の教育というのは、自然に今まで、日本でよきこととして営々と営まれてきたこと、そのことがある種、「良習」という表現を私しているんですが、よい習慣が一つの文化となって守られてきたという認識でおります。そうしたことを基本に、子供たちをはぐくみ、育てていく、そのことが教育の基本だという認識でおります。それ以外は、学校教育とか、 $1 + 1 = 2$ とかいうような話は、今までどおり粛々と進めてもらったらよいなど。

それぐらいの、短い時間ですので、認識でおることをお答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 提案されました22年度の施政方針の中でも、「児童生徒一人一人が、社会の変化に適切に対応しながら、新しい時代をたくましく切り開いていくため、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力の保持など、生きる力を身につけられるように、今はぐくんでいくことが求められる」というように述べられておるんですけど、もちろんいろんな教育行政の分野でやってこられた方だということですので、そういった基本的なことについてはよく承知をされておるんじゃないかと思うんですけども、しかし、京丹波で、学校統合などを含めて、いろいろ課題もたくさんあるわけでございますけれども、どういう子供たち、教育行政を進めていくかということも、非常に大事な問題だと思うんですけども、そ

の辺で中心になっていただくということだと思いますので、非常にそういう点では、今後の少子化が進む中で、教育行政をどうのように担っていくかということも、大きく問われていく課題ではないかと思うんですけれども、その中で、やはり一人一人の子供たちを大切に、大事にすると。

やっぱり学校現場というのは非常に大事ですので、子どものそれこそ目線で学校運営をやっていくということは大事だと思いますので、その辺のあたりをしっかりと、新しい教育委員として任命をされるということでございますので、町長として任命をされるわけですから、その辺のことについても、よく協議をされて任命をされるんじゃないかと思うんですけれども、町長としては、朝子さんにどういうことを期待されて、どういうことを、ぜひとも力入れてほしいというように思っておられるのか、もう一度、その点伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に時間が短いので。

私が山田議員と同席した場かどうか分かりませんが、申し上げたいいろんな過去、町長就任後のあいさつの中で申し上げたことなんかを例に話させてもらいますと、国道9号沿いのお寺さんに「合掌、そして命に感謝」という標語がかかっていた。これは、ある種我々は、人間以外のすべての命をいただいて生かされているというような観点の言葉だと思います。そやから、食事をとるときに「いただきます」、そして「ごちそうさまでした」と。こういうことが、ややもすると、お母さん、お父さん忙しくて、一緒に食事できないとかいうようなことで欠落している部分、そういう本当に基本的なことを話しております。

あるいは、蒲生野中学校の卒業式にご案内いただいて、祝辞を申し述べに行ったわけですが、改めて校門から入りました。非常にすがすがしい朝の一日、松並木を通過して会場に入ったわけですが、その松並木の存在感というものについて述べました。非常に感動を受けたと。これこそ歴史と伝統だというような、そういうことを感受する生徒になってほしいということを私は、保護者、教職員、そして生徒の皆さんに訴えているところです。

また、丹波ひかり小学校の卒業式に同席させていただきました。この際は、「伝統」という言葉が祝辞の中にあっただけですが、後でわかったことは、歴史まだ10年です。しかし、あの小学校の校庭に立って感じることは、ふるさとを眺められる非常に眺望のよい学校がある。そのことをまず、ぜひ述べました。非常に眺めのよい学校です。そして、学校も設備なんか非常に立派やなということを感じました。そのことも述べました。これから歴史を刻んでいくであろうと。この丹波ひかり小学校は弥栄に続くであろうと。その一こまに立ち会った感動を申し述べました。これから歴史を刻んでいく。その歴史の一こま。歴史の一瞬に立ち

会わせてもらったことを非常に感激していますと。皆さん方が卒業されて学業成る。いわゆる勉強ができたリスポーツができたとしても、時には悩むことがあるでしょうと。そのときにぜひ母校を訪ねてください。そのことによって、この校庭からふるさとを眺めることによって、自分の元気を取り戻されると、私は確信しているということを述べたんですね。

こういう全般のことが、私としては教育だというふうに理解して、朝子教育委員にも、別に押しつけるわけじゃないですが、町長としてはそういう視点、思いが、こういうこと全般が教育だという認識でおります。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第1号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

《日程第4、議案第4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第4、議案第4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、この問題は、一般質問なんかでも若干答弁にかかわるようなこともあったわけでございますけれども、今回、医師確保ということで、こういう奨学金の制度をつくるということで、提案されておるわけでございますけれども、既にこういった制度を実施しておる市町村も多いわけでございますけれども、そういう中で、この問題点というか、そういうことはないのかどうか。

例えば、この貸与を受けた生徒、医師というのが、結局その期間、またその地域で勤務をするということになるわけでございますけれども、そういうことを前提に、当然貸与を受けるということになるわけでございますけれども、それに伴う課題や問題点も片方ではある

んじゃないかと思うんですけれども、そういう問題点や課題というのはあるのかなのか、また、そういうふうに関心を持ってもらえるか、感じてもらえるか、また、実施している市町村での事例なんかはあるのかどうかお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） ただいまお尋ねがございました、この奨学金の制度に関します課題と申しますか、先進事例からの問題点等でございますが、やはり貸与を受けた後、確実に勤務をされない場合もあるような事例がございます。

例えば、新たに就職先を、ほかの他府県の病院ですとか、そういうところに決定される奨学生の方もあり、一括返還となった事例もあるように聞いております。

しかし、貸与を受けておられる間に状況が変わるということはあるかもしれませんが、申請の段階では、やはり地域医療に携わるという意思を表明していただき、なおかつ所属されます大学や病院の責任者の方からの推薦書もあわせてちょうだいしたいと考えておりますので、あとはやはり、この地域での働きかけも重要になってくるのではないかと考えております。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） もう一点お尋ねをしておきたいと思うんですが、この条例が制定されますと、当然それは、それぞれ対象となる方への周知徹底とか、町民への徹底というのが必要かと思えますし、それ以外にも広く、こういった制度について告知をするということになろうと思うんですけれども、例えば受けたいという場合に、どういう形でその決定をする。もちろん審査委員会というのものもあるんじゃないかと思うんですけれども、それはどのような形で決定をされていくようになるのか、お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お知らせ方法につきましては、ホームページなどでのお知らせはもとより、関係する府立医大、また京都府の制度もございますので、その申請者の方へのあわせての配布等も依頼してまいりたいと考えております。

お申し出をいただきました場合には、ご本人さんの意思の確認、また推薦者の調書等も検討の材料といたしまして、選考をさせていただきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 選考の方法なんですけど、例えば奨学金なんかやったら、委員会なんかをつくって審査をするとかいうのもやっとなんですが、この奨学金の場合には、町長ということだけになっておるのか、そういう審査委員会みたいなのを設けるということになるのか

か、ちょっとその点伺いたかったので、もう一点伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 審査委員会の設置につきましては、規則では、現在のところは設ける予定はしておりませんが、応募者の状況によりまして、今後そのような設置も考えていきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

以降の討論については、反対者の討論、賛成者の討論と交互に行います。よろしく御承知おきをください。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 続いて、日程第5、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、坂本君。

○10番（坂本美智代君） 一点お伺いしたいんですけれども、今回の条例の改正は、町営バスの事業所を、これまで旧町、瑞穂、そして和知にそれぞれ事業所として置いていたものを、ここの役場内に1カ所にするということなんでありますが、やはりそれぞれの現場におられる方の声など聞いておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 現場の声につきましては、常に交通の対策の係長が、現在までは各事業所も回りながら意見を聞いておりますし、その意見というか要望等もございます。正職員、嘱託、臨時職員問わず、そういう部分で、いつも顔を出しながら伺っておるといような状況でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいんですが、今回提案になっておりますこの事業所、それぞれ丹波、瑞穂、和知ということであった事業所を一本にするということなんですけれども、現在、それぞれ事業所ごとに、バスの運行とか、また臨時の職員といますか、急に確保せんならんという、そういうことについても、その事業所ごとに運転手を依頼をするといいますか、そういうことをやっておられるというように聞いておるんですけれども、今回こういうように、事業所を一本化するということになりましたと、それぞれの事業所に、例えば責任者として職員が配置されるのかどうかと。

実際、嘱託やとか臨時の職員でバスを運行するということになりましたと、それぞれの事業所であった瑞穂とか和知とかというところには、そういう責任ある職員がいないということになりますと、そういった手配とか、そういうことはどうなっていくのかということ。

それから、いろんな住民からの声も当然あると思うんですけれども、そういうところも本庁一本ということになるのかどうかということ。

それから、例えばバスの出発というのは、それぞれ今の事業所ごとに始発というものもあると思うんですけれども、そういう場合に、例えばバッテリーがちょっとぐあい悪くて動かんとか、そういう緊急的なことは当然あると思うんですね。そういう場合の対応というのは、これまでは、それぞれの事業所ごとに責任者がおって対応されておったようなんですけれども、今後そういうような場合にはどうされるのかと。

非常にそういう面では、一本化することによって合理化をするという側面と、特にこのバスというのは、人命を預かる非常に大事な部署で、特別、一般の事務とは違う部署だと思うんですけれども、そういう中で、どういう形でこのバス運行をされていこうとするのかということ。

それから、4月からは、土曜運行もするということになっておりますので、そういう点では、実務も含めて、現場の対応も非常に大事になってくると思うんですけれども、あえてこれを一本化にするということの目的、趣旨、そういった今申し上げたいいろんな問題点の解決というのはどういうように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） このたびの手配と、今まで3事業所における部分というのが、これから低下しないようにということになると思いますけれども、まず安全運行にかかわって、それぞれが責任者がおったわけでございますけれども、いわゆるそれぞれに任せているというのがある一定、状況でございました。いわゆる町一本としての安全運行、また最後の方におっしゃいましたけど、住民の声とか、そういうものがなかなか通りにくかった。一つの町営のバス事業としての安全運行上のものが、すべて行きわたらない部分というのは、ないとは言えない状況があったのではないかというふうに思っております。

今回、一本化をすることによりまして、すべての安全運行を統括的に把握し、また運行責任者の下にも代行者というのを置かせていただきながら、バス運行に対する、安全運行に対する配慮、目配りというところの細かな部分を担っていきたいと思っております。

それから、住民の声等につきましては、今までどおり、運転手各それぞれについて、そうしたものの吸い上げ等も行っていきながら、一括した安全運行上の責任的な部分で対応をしていきたいと思っております。

それからもう一点は、整備状況だというふうに思いますけれども、この部分についても、バスの運行整備にかかわっては、規則の中で整備責任者というのをまた決めさせていただいて、バス本体における整備状況、また安全運行上の瑕疵がないかという部分もある一定、責任者を持たせながら進めていきたいと思っております。

なお、毎日のことでございますけれども、30分前には始業点検等を行っておりまして、そういった部分についても対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田均君） ちょっと町長にお尋ねしておきたいんですが、今回、一本化をするということで、これまで一応、丹波、瑞穂、和知という事業所に、それぞれ職員は配置をされておまして、一定そこを中心に動かしておったと思うんですが、今回、例えば和知の事業所では、職員は退職をされると。あと残るのは嘱託とか臨時と、こういうことになるんですが、これまでの説明では、そういうところに職員を最低1名は配置をして、責任者を置いてというようなことにはならないというようにも聞いておるんですけれども、そういうそれぞれの地域ごとのバス運行をこれまでやってきておったと思うんですが、そういうことが、そういう責任者を置かずに一本にすることによって、本当にスムーズにいくのかなと。

もちろん30分前に来て点検するということは、それは当然やと思うんですけれども、例えばそのときのトラブルを、ほなどこで、だれがどう判断するのかと。これまでは、それぞ

れの事業所ごとで判断をされておったようではありますけれども。という問題も、現実問題としては毎日走らさんならんわけですので、起こってくるんじゃないかと思えます。

当然、やっぱりそういう点では、一本ということは今、担当課長からあったようにしたとしても、責任者をきちんと配置をして、そしてバスを運行していくということが、本来あるべき運行形態ではないかと思うんですが。

それともう一つは、これはちょっと担当課長にも聞いておきたいんですが、バスの運行ルートを合理化をして、これまであった2路線を1本にするということで、1路線が長い時間帯を走る今、形態になっておるんですが、そこで起こってきておる矛盾というのは、料金の問題なんですね。いわゆる回りますので、距離が旧の料金表になっておりまして、近いのに高い料金を払わんなんと。遠いところの方が安い料金やとかいう、こういう矛盾が起こっておるんですが、こういうことの改善も、現場の人に聞きますと、いや、それはちゃんと言うとんやということやけれども、何も改善されていかへんという問題もあるんですが、本当にそういう現場の実態に合わせて改善をしたり、そういう声をくみ上げて改善改良していくということが、本来あるべき姿だと思うんですが、その辺のことについてはどうふうに考えておられるのか。

ますますそういうことになれば、現場の声なんて届いていかないと。ただ本庁で、机の上でそういう絵をかくといいますか、決裁をするということだけになるんじゃないかと思うんですが、ちょっとその点あわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 机の上での問題があるとしたら、それは今後も改善していきたいと考えています。

その他、技術的なことを担当課長が詳しく答えてくれました。それ以上、私が答弁するとしますと、正職員と嘱託あるいは臨時という一つの雇用形態があるんですが、私の考え方で言いますと、たとえボランティアと言われる無料奉仕であったとしても、当然責めがあると思っているんですね。そやから、臨時職員であろうが、嘱託職員であろうが、やっぱり自分の職務、責任があるという認識なので、山田議員も御承知のとおり、3町合併して、こんなに近いところで、何かあったからといって解決できないということであれば、私はこういうことを推進してこなかったということを、まずお答えしておきたいということでもあります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 路線等について、運賃、走行距離によって、ある一定そごが

生じているというのは承知をさせていただいている部分がございます。

合併以後、18年5月に現在の運行形態をとらせてもらったわけでございますけれども、若干旧町での運行等々の部分を、ある一定引きずっておるという部分がございます。ですから、距離的な部分とか、実際の実測の部分で、ある一定そこがあるとかいう部分も承知しておりますけれども、今後、その部分というのをきちんと現状の中で直していく、改めていくということを考えていかなければならないと思っております。

そこには、やはり新たな新路線のルート等も考えていかなければならない、病院等のルートとか新たな部分も、住民の方々、議員の先生方の方からも御意見をいただいている部分がございますので、そうしたものと一緒に改めて考えていきたいというふうに思っておるような状況でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、臨時であろうと、嘱託であろうと、責任はあるというのは当然なんですが、全体の責任というのを、しっかりその部署部署でやっぱりおると言うべきだと思うんですね。

例えば、教育委員会の関係でも、町長は、社会教育や教育管理、それぞれ課長、部下が少なくとも責任、まとめていくためだということで置かれたわけですが、やはりそういう一つを見ても、一番、バスの人命を預かる部署で、そういうしっかりした課長とか、そういうことではなかったとしても、その責任者をしっかり置くというのは、私は当然必要だというふうの一つは思うんです。

それから、最近町長は、よく答弁の中で、担当からきちんとレクチャーを受けて聞いてということをよく言われるんですが、実際今度の場合、それぞれ事業所があって、そこを中心に動かしておるんですが、やっぱり町長自身もその現場へ行って、現場の状況を把握したり、実情をやっぱり聞いて、その中で総合的に判断をするということは、私は当然必要だと思うんですが、やはりそういうことはされておるのかどうかということ。

それは、そこに配置されておる正職員と臨時と嘱託とおるわけでございますけれども、やはりそういう点では、指揮の問題もあるわけですが、聞いておりますと、私は臨時で来ておるんだと。当然臨時としての仕事はちゃんとやりますと。それは100%全力で。しかし、それ以外のことは、私はわかりませんというのが普通なんです。

だから、それぞれの部署の、例えば和知やったら和知の事業所の全体は、大体私が把握してますよと。もちろんそれは、きちんと本庁へも報告されておるということだと思っておりますけれども、そうでなければ、実際に現場へ行って、そこをまとめる方はだれなんだと。5人、

6人、職員も臨時を含めておるわけですから、やはりそういうことをしていかなければ、本当にこのバス運行がしっかりスムーズにいくということにはならないのではないかと、今私は心配をしておるわけでございますけれども。

それともう一つは、今、課長からありましたけれども、いろんな運賃の問題とか、バス運行の問題とか、できることはやっぱり早く私はやるべきだと思うんですね。

例えば今度、土曜運行をやるわけですから、土曜運行に合わせて、料金のそういう訂正とございますか、直すということはできると思いますし、バス路線のバス停を増やすということもそういうときにやるとか、やるべきことはやっぱり早くやっていくと。

当然、新たな路線を、病院路線を増やすというのは、それは一定の検討も必要ですので、時間をかけんなん部分もあると思いますけど、やはりすぐできるものはすぐやると。一定、検討するのは検討しながらやるという、そういうことをしないと聞きますと、瑞穂の小学校統合でバス運行の路線を変えんなんと。そのときに、もう一緒に見直すんやというような話もあるようですけれども、やはりそれはそれとして当然せんらん部分ですけれども、やっぱりできることから早くやっていくというのが、住民に対して責任を持っておる行政の立場であるし、それがやっぱり住民の目線だというように私は思うんですけれども、その点について、もう一度町長の見解を伺っておきたいというように思います。

それから、町長自身、もう一遍現場へも行って、実態もきちんと聞いておられるのかどうかということも含めてお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現場は行っております。ただ、運転手さん、いわゆる臨時職員か、あるいは嘱託職員さんかと、いろいろ細かいことまで話し合いができたかというたら、それはできてないですね。ただ、全般、山田議員がおっしゃっていることは非常に大事なことで、そういう認識でいるわけですね。そのために職制があるのであって、もう全部町長が今、命に直接かかわるということで、それも受け入れるんですが、その上で、なお担当課があって、担当係長がいてくれて、係の人がいてくれて、町長が、そのことを全部通り越して聞けていないという事実はあるんです。もう少し時間があつたら、そういうことも可能になってくるかなと。いろいろ仕事を、わかってくればわかってくるほど、このごろ忙しくてなという表現をしております。それが現実であります。

山田議員がおっしゃっていることは、ぜひそうありたいというふうに考えてますし、小学校統合前に、料金改定とか路線変更、いろいろできることからやった方がよいんじゃないかというご提案に対しても、そうありたいというふうに思っております。ぜひそうしたいと思

っております。

○議長（西山和樹君） 14番、小田君。

○14番（小田耕治君） 今回の事業所を1つにするという提案の理由に、旧町単位に設置している事業所を1事業所に統一して、運行管理の責任の所在を明確にして、運行管理体制の強化をするという提案理由ということで、説明を受けたわけでございますけれども、法的な解釈の中で、バスとか事業用の車とかを運行する場合、何台以上については安全運転管理者を設置するというルールがあるというふうに思うんですけれども、今現在、それぞれ丹波、瑞穂、和知で運行している事業所というのは、安全運転管理者をそれぞれに設置する必要がある事業所の対象になっているのかどうか。今回、1事業所に統一した場合には、安全運転管理者の設置は1名でいいという形になるのかどうか。

当然それは、それぞれの出先のところについても、安全運転管理については徹底をしておかなければならないんですけれども、その法的な解釈の仕方は、今現在どうであって、今後、その安全運転管理者についてどういう考え方になるのかということをお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 現在、町のバスの運送の事業につきましては、自家用車による有償の旅客運送を行っているということでございます。

これにつきましては、国土交通大臣への登録ということで、認可を受けて行っておるということでございます。

その中で、私どもやっている部分については、自家用の有償旅客運送にかかわって、安全運転にかかわる責任者を1名置かなければならないという、それがいわゆる国土交通大臣の認可を受ける上での必要な条件ということでございます。

それと、それぞれに置くというような、バスの台数とかそういうことではなしに、自家用の有償旅客運送上必要であるということで、それについては、この事業を町は一つ行っているということでございますので、いわゆる事務所を置いて、そこに責任者を1人置くということで、法的にはよいということになります。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東まさ子君） ちょっと今の答弁をお聞きしてでありますますが、法的に必要なものに、これまではやっていなかったということでもよろしいんですか。旅客運送のことで、国土交通大臣の認可を受けて仕事をしているということでもありますが、今の課長の答弁でありましたら、今まではどういうことだったんですか。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 平成18年5月に、いわゆる自家用有償旅客運送というのを本町が始めたわけでございまして、それにかかわっては国土交通大臣の認可を受けておるということとございます。

その申請の段階で事業所を3つ、そのときは置いていたということから、事業所的に1人ずつ、事業所を置く場合には責任者を置く必要がございましたので、3人置いておりました、現在まできているということとございます。

○議長（西山和樹君） 8番、東君。

○8番（東 まさ子君） そうすれば、今回、事業所を1つにすることによって、責任体制をしっかりとっていくということになっておりますけど、提案理由が。3事業所、それぞれ責任者がおっていただく方が、より1つの事業所における、事業所が存在するのでありますので、責任というのはしっかりと把握ができて、安全運行がより可能なことになるのではないかと、私はちょっと思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） そもそも、この事業を行っておるのは京丹波町でございますので、1本で十分だというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 14番、小田君。

○14番（小田耕治君） 今、答弁にありましたように、責任の所在を1カ所にするというのは、京丹波町の町営バスの運行でございますので、それはもう当然であろうというふうに思うんですけども、先ほど申し上げました、安全運転管理者の設置のルールからいくと、今までは、それぞれの事業所があるんですから、それぞれの事業所に安全運転管理者がおって、当然運行されていたものというふうに判断するんですけども、考え方として、1つの事業所にするというところで、それぞれある今の出先のところが、1事業所ということで安全運転管理者を設置する対象にならないのかどうか。法的に。そのところだけ明確に答弁願いたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 1事業所に1名ということで法的にはクリアできます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案されている内容は、町営バスの事業所を、旧町ごとに置いていたものを京丹波町の役場内に置き、運行管理の責任または代行者各1名を置いていくという改正案でありますし、提案理由においても、運行管理の責任所在を明確にして、さらなる運行管理の体制強化を図るということになっておりますが、現在のバス運行は、各事業所ごとに責任者を置いて運行しておるわけですが、バスの配置、手配、そして運転手の手配、緊急の場合の手配、町民から寄せられるいろんな意見や苦情、出発時のトラブルの対応など、現場や事業所ごとに見えない部分の仕事も多くある部署であること、また、人命を預かる重要な部署であることなどから、機械的に職員を動かすことは非常に難しいために、本庁ですべてを対応することには大きな課題と問題が残っていると考えます。

当然、今もいろいろ質疑がありましたけれども、安全運転責任者というのをしっかり置いてやっていくべきだと思いますし、今回、退職者により職員がいない事業所もできてきます。現場の実態をしっかり把握をして対応することが必要です。

今、見切り発車的な形でやるべきではありません。必要なのは、各事業所ごとに職員をしっかり配置をして、責任体制をはっきりさせて取り組んでいくということが必要だという点も指摘をして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第6、議案第6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） 一点伺っておきたいと思うんですけども、職員の勤務時間、休憩に関する内容でございますので、職員組合等との協議等もどういようにされておるのか、まずは合意という形でされておるのかどうかという点について、伺っておきたいと思ひます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この条例の提案に際しましては、組合の幹部の方々と私お出合いさせていただきまして、趣旨説明をさせていただいたところでございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 趣旨説明をさせていただいたということなんですが、協議をされて一定合意ということになっておるのかどうか、その点だけちょっともう一点伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 提案させていただいておる内容について、反論はなかったところでございます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第7、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 次に、日程第8、議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

ここで10時10分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 10時10分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第9、議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 次に、日程第9、議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第10、議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第11号 京丹波町70あけぼの基金条例を廃止する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第11、議案第11号 京丹波町70あけぼの基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 一点伺っておきたいと思うんですけども、提案説明にもあったわけでございますけども、特別施策をやめて一般施策にするということで、基金を積んで、継続事業やとか償還に充てる目的でこの条例がつけられたんだということやったんですが、この廃止をするということでございますので、これまで継続事業でやられておった、事業はほとんどないと思うんですけども、償還の関係ですね。これについても、それぞれ特別対策でやられた事業の償還というのは、すべて終了しておるのか。中には何件か残っておると、しかしそれは一般施策の中で償還することにするのかどうか。残っておるとすれば何件、まだ償還をやっておるといふのがあるのかどうか、その点、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この基金につきましては、事業を実施するために必要な財源を確保しておくということで、償還財源としての基金を活用するという考え方ではなかったものでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） それでは、この基金を使っての事業というものは、一定取りまとめをしておく必要があると思うんですけども、平成4年にこの条例が設置をされて、当然それ以後ですね。この基金を使った事業というのはどれぐらい、どういう事業をやられてきたのか。どんだけの事業をやられてきたのかというまとめは、やっぱりしておく必要があるんじゃないかと思うんですけども。そして現時点でこれを廃止するという事だと思っんですけども、その辺の取りまとめがされておるのかどうかということと、内容がわかっておればお答え願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この基金を活用して行った事業ということでよろしいでしょうか。

この基金、総額でまず1億円を積んでおったところでございまして、そのうち5,000万円を新水戸の集会所の建設事業に取り崩しをいたしております。

それから、708万円を人権の啓発塔、これは自然公園の前に設置をしたんですけども、その人権啓発塔の設置工事に708万円を取り崩しいたしましたのと、男女共同参画の基本計画の策定に32万5,000円、それから地区内の道路改良工事に1,000万円、それからあわせて地区内の火葬場の解体工事に1,456万8,000円余りを取り崩してきた経過はございます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町70あけぼの基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第12号 京丹波町学校施設の設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて》

○議長（西山和樹君） 日程第12、議案第12号 京丹波町学校施設の設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町学校施設の設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第13号 京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第13、議案第13号 京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 一点、伺っておきたいと思うんですけども、提案理由の中に、住民の利用促進と施設の有効利用等を図るということで今回の改正になっておるんですけども、一般質問でもされておったんですけども、当然公民館という設置の目的からして、やはり、土曜日は条例でも貸し出しの日になっておるんですが、日曜日を開放するということは当然必要やと思いますし、近隣のいろいろな市町村を見ましても、日曜日を開放して、そして平日を休館とするところが多いわけですのでございますけど、当然こういうような利用促進を図る、有効利用を図るということになりますと、当然そういうように開放していくべきだと。当然、

条例の中にもそういう形で、一緒に改正をすべきではないかと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 日曜日の開放につきまして、一般質問の中でもお答えをさせていただいておりましたけれども、できる限り条例の中では閉館という形でさせていただいておきまして、もしどうしてもという場合につきましては、特に瑞穂地域につきましては開けさせてもらっている経過がございます。さらにはふれあいセンターあるいは中央公民館につきましては、職員が対応しているという状況でございますので、今のところ。今後もし日曜日を開館し、月曜日に閉館をするということにした場合の対応について、今後は検討してまいりたいというふうに思いますけれども、現行、時間外勤務手当の対応ということにさせていただいておりますので、委託等も含めてまた検討もしていきたいというふうに思っておりますので、今のところご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） もう一点、伺っておきたいのは、公民館という法律も、これあるわけございまして、その中身を見ておきますと、社会教育やとかいろいろな公民館活動ということで、そういう全国的には事例もたくさんあるわけございまして、非常に活発にやられておる、そういうところもあるわけございまして、そういう条例と申しますか、本来の法律の趣旨に基づけば、当然土日開放して、いろいろな社会教育やとか公民館の活動を活発にやっていくということが本来の目的ではないかと思えますし、たまたま旧町から引き継いだ部分もあるわけございまして、そういう公民館を軸にした活動というのは余り、今は停滞をしておるわけございまして、旧瑞穂でしたら、そういう公民関係の主事も置いておるわけございまして、本来のああいう公民館という法律から見れば、もっともっとそういう趣旨にのっとったら、大いにいろいろな分野での取り組みが必要になってくると思うんですけど、やっぱりその辺の、合併してそういう体制をとっておるのは旧瑞穂だけでございまして、なかなか町全体での取り組みは難しい部分もあるわけございまして、大いにやっぱり、協働のまちづくりの上からも、ああいうような公民館の活動というのは非常に大事ではないかと思うんですけども、そういう本来の公民館活動の取り組みというのは、本来必要ではないかと思うんですけども、現時点での今後の考え方ですね。やっぱりどういように考えておられるのか。いやいや、そういうことではなしに、一般の施設としての管理だけというような形で、もう将来的な考え方なのか。そうすればやっぱり公民館の活用という問題をもっとしていかなんわけございまして、シルバーなんかには依頼

をして管理をされておるところもあるわけでございますので、そういういろいろな現在の状況に合わせた管理体制も可能ではないかと思うんですけども、それとあわせて二点伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 公民館活動につきましては、特に瑞穂地域の4公民館につきましては、公民館長さんもおられ、お願いをしているところでございまして、公民館館長さんの指導のもとに事業の展開は行ってもらっているところでございます。

なお、中央公民館等につきましては、土曜日はサタデークラブという形で、保護者の皆さん、あるいは保護者とお子さんが一緒になって、親子体験とか親子のふれあい事業を毎週土曜日に開催させていただいているところでございまして、今後もこういった事業の展開につきましてはしていきたいというふうに思っております。

なお、公民館の位置づけ等々につきましては、企画の方でも実施をさせていただいております協働のまちづくりという部分もございまして、現行は今のところ、4公民館をそのままの状態で置かせていただくということにはしておりますが、公民館長さんともご相談をさせてもらっているところでございまして、今、瑞穂が四つの小学校を一つにし、さらに公民館をということについては、もう少し考えたらどうかという御意見もいただいているところでございますので、さらに町部局との調整を図りながら今後考えてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第13号を採決いたします。

議案第13号 京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第14号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第14、議案第14号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 一点、伺っておきたいんですが、今回、のびのび児童クラブの3組というのが、和知地域の本庄の宮ノ下3番地から、安田7番地に変更するということなんですが、以前に予算もありましたように、学校内に移転をするということなんですが、既にこれはもう改修ができて、4月1日からそこへ移ってできるということになっておるのか。ちょっと工事の状況といいますか、そういう状況はどうなっておるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 工事の状況につきましては、現在フロアのところにはもう畳も入り、電気も整備をしているところでございますので、予定では30日の完成予定ということでございますので、もう間近というところでございます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第15号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第15、議案第15号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第15号を採決します。

議案第15号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（西山和樹君） 日程第16、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第16号を採決します。

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第17号 町道の路線認定について》

○議長(西山和樹君) 日程第17、議案第17号 町道の路線認定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

東君。

○8番(東 まさ子君) 市森笹田線というところが今度認定されるわけでありまして、この路線につきましては、台風23号で従来の町道が大変傷みまして、今回の道路ができています。この縦貫道に向かっている方、川が流れておりまして、ちょうどこの取接点というところが物すごく狭くなって傷んでもおりますし、長い間放置されているわけですが、地元からもいろいろと要望は出ていると思うんですが、こういう認定されるのにあわせて、もう少し、せめて取つぎ地点だけでも改良は優先的にできないものかどうか、お聞きをしておきます。

○議長(西山和樹君) 十倉土木建築課長。

○土木建築課長(十倉隆英君) 市森笹田線の、今、終点側の接続点のことかと思うんですが、終点側については、一昨年並びに昨年、一部修繕の方を行っておりますし、今、ご指摘の箇所がちょっと理解できませんので、今後また確認いたしまして修繕が必要であれば修繕の方を行っていきたいというふうに考えております。

○議長(西山和樹君) 山田君。

○15番(山田 均君) 一点、伺っておきたいと思うんですが、提案理由にあります国道478号丹波綾部道路、工事用道路として使用するために、道路改良に伴う町道の路線認定を行うということになっておるんですが、取り合い道の関係で拡幅をされて、そして工事を行うために拡幅工事すると。あくまでもこれは借地で、使って終了したらそれをもとに戻すというように聞いておるわけですが、この工事用道路として使用したということでございますので、拡幅された道路を認定するということだと思っておりますが、当然底地といいますか、用地の買い上げとかいうことも必要になると思うんですが、当然そういうことでこの場合は対応するということになるのかどうかということと、それから今後、この国道478号、いわゆる縦貫道だと思っておりますが、拡幅工事がずっと和知に向かってやられるわけですが、当然各所でこういうような工事用道路というのが当然

工事のためにつくられるわけですが、そういう道路については、ここにありますように町道であれば町道認定をして、道路改良に伴う拡幅されたものを認定していくと、こういうような考え方で今後もいくということなのか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今回の御質問でございますが、まず一点目、豊田栗谷線の件かと思いますが、豊田栗谷線につきましては、府道と工事用道路で改修を今行われています中台来光田線、これを結ぶ道路の路線認定を求めるものでございまして、既に公衆用道路並びに町有地として登記がされております。それを町道として認定し、今後の維持管理を行っていくということでございます。土地につきましては、中台来光田線、それと接続します中台来光田線の土地につきましては、今おっしゃられましたように、借地として国土交通省が工事しました後、町の方で底地の方を買収させていただきまして、町道として維持管理を行っていくというものでございます。

それと、ほかの箇所、工事用道路として改修する路線がございまして、現在の路線認定をしている町道については、拡幅部分を、先ほど説明させていただきましたように、工事中は借地、そして後、町が買収してその路線を引き継ぐということになりますが、工事用道路は町道だけではございませんので、町道として認定しているもの以外については、今後内部で検討し、町道の認定基準がございまして、その基準に沿った形で対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第17号を採決します。

議案第17号 町道の路線認定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第18号 町道の路線廃止について》

○議長（西山和樹君） 日程第18、議案第18号 町道の路線廃止についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第18号を採決します。

議案第18号 町道の路線廃止について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第19号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第19、議案第19号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第19号を採決します。

議案第19号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算～

日程第36、議案第36号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長(西山和樹君) 日程第20、議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算から、日程第36、議案第36号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計予算を一括議題といたします。

17件について、予算特別委員長の報告を求めます。

篠塚君。

○予算特別委員長(篠塚信太郎君) それでは、去る3月16日及び3月17日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算 原案可決

議案第21号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算 原案可決

議案第22号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計予算 原案可決

議案第23号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第24号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計予算 原案可決

議案第25号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計予算 原案可決

議案第26号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計予算 原案可決

議案第27号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第28号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算 原案可決

議案第29号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算 原案可決

議案第30号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計予算 原案可決

議案第 3 1 号 平成 2 2 年度京丹波町高原財産区特別会計予算 原案可決
議案第 3 2 号 平成 2 2 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算 原案可決
議案第 3 3 号 平成 2 2 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算 原案可決
議案第 3 4 号 平成 2 2 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算 原案可決
議案第 3 5 号 平成 2 2 年度京丹波町質美財産区特別会計予算 原案可決
議案第 3 6 号 平成 2 2 年度国保京丹波町病院事業会計予算 原案可決
以上でございます。

○議長（西山和樹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

議案第 2 0 号 平成 2 2 年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

東君。

○8 番（東 まさ子君） それでは、ただいま提案されております、議案第 2 0 号 平成 2 2 年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

平成 2 2 年度京丹波町一般会計予算は、総額 9 6 億 6, 9 0 0 万円の予算で、寺尾町政の最初の本格的予算として、また新しいまちづくりの方向を示す予算として、町民の目線になっているのか問われる予算であります。経済状況は、今なお不況から立ち直れない状況が続いております。国政では半年前に、大金持ちや大企業を優遇し、国民には構造改革、構造改革と言って、社会保障や暮らしを切り捨ててきた政治が進み、こうした政治を変えてほしいという強い意志が示されました。また昨年 1 1 月の京丹波町の選挙では、毎日を安心して暮らしたいという大きな力が町政の流れを変えました。こうした声や願いにこたえる予算となっているかどうかは鋭く問われている本予算であります。

前町政は、J R 嵯峨野線の複線化、畑川ダムの完成や京都縦貫道の完成などでインフラ整備ができる、これにおくれをとることなくハード事業の推進を掲げ、各事業は評価と検証を繰り返して、費用対効果、これを最優先して進めてきました。これでは高齢化が進む周辺部では費用対効果がないとして切り捨てになることを厳しく指摘をしてみました。こうした町政から、平成 2 2 年度予算編成では、安心して暮らせるまちづくりを最優先の課題としたことは、町民の願いにこたえたものと考えます。

しかし畑川ダムの推進は、丹波・瑞穂の開発団地にある 7, 1 1 4 区画に 6, 0 0 0 人の人口がふえるので水が不足するとして、1 8 年前に計画されたものであります。だれの目に

も、丹波・瑞穂の開発団地で人口が6,000人も増える計画は破綻しております。そのかわりに今度は、丹波・瑞穂にある事業所から水需要要望が4,950トンあるとなりました。4,950トンも必要としている水需要、この根拠も確証も何もありません。電話などで調査をした無責任なものでありました。京都府の再評価委員会でも、水需要の根拠のあいまいさを指摘され改善を求められているのに、会社や事業所に約束を求めることはできないと町長は表明をされました。民間企業ではそんな約束はできない、が理由ですが、当然だと思います。こんな不確定で見通しのない水需要に多額の血税を注ぎ込むことは、住民の合意や納得を得られるものではありません。畑川ダム本体工事が発注され、畑川ダムだよりも発行されまして、ダム推進が最優先課題となっておりますが、事業所が水を必要としている、水量も再確認をして実態に基づいた見直しをするべきであります。根拠もあいまいにしたままダム建設を推進することは見直しをするべきです。また、畑川ダムからの取水は水質が悪いとして、高度処理施設建設、これに10億円も投入する計画であります。結果として大きな負担が水道料金として町民に押しつけられることは明らかであります。見通しもない事業は勇気を持って見直し、中止をするべきであります。

また問題の二つ目は、今回新たに導入をされる人事評価制度であります。人が人を評価する、評価の基準をつくらと言われますが、個人個人が不信感を持ったり職場の不団結をつくらたり、先に導入して大きな問題になっているこういうこと、話には事欠いておりません。今必要なのは、公僕としての自覚と責任をどう引き出すのか、さまざまな職員研修などを通じて自覚と責任を持たすことが必要と考えます。

また問題の三つ目は、4月から本格実施をするとしている京都地方税機構であります。本町は3月11日に、税機構への移管予告の通知をされましたけれども、分納の誓約をしたのに通知が来たなど、住民からの驚きや不安の声があり、住民への説明が十分ではありません。税機構で取り立てが強化されるのではないかについて、そうならないように発言すると町長は答弁されましたけれど、移管予告通知には、3月25日の期日までに納付されない場合には税機構へ移管し、差押、公売等の滞納整理が行われると書いてあります。これまでの答弁と反対する対応であり、これは住民からすれば脅迫とも受け取れる内容であり、指摘をするものであります。悪質な場合に限り税機構へ送るべきであり、本町のように自動的に移管することは認められません。

次に、病院や診療所の運営や方向は、病院や診療所を支えてきた地域の人や利用者代表など、幅広い住民参加を保証して、医療機関を維持・発展させていくことを基本に住民参加で取り組むべきであります。

次は、食彩の工房の指定管理を民間業者へ5年間契約で行いましたが、施設の設置目的を明らかにして取り組むべきであります。この点は強く指摘するものであります。

次に、住民との協働のまちづくりの基本は、住民と行政の信頼関係を構築することであり、京丹波町では、住民と行政の信頼関係をどうつくり上げるのかが最優先の課題であります。また都市公園、畑川ダムやケーブルテレビなど、大型公共事業を前町政から優先して取り組んできましたが、多額の借金をすることになり、公共料金の引き上げや、福祉や医療の切り下げで、さらなる住民の負担の上乗せになることは明らかであります。

京丹波町は高齢化率30%を超えて、周辺部では40%を超えるなど、過疎と高齢化が一層進む地域であります。安心して毎日が暮らせるように、車の乗れない交通弱者や声なき声にこそ、耳を、目を向けるべきであります。

今、住民の暮らし、営業も大変であります、京丹波町でも、商店や建築業など自営業者の廃業がふえております。農産物の価格も低迷しております。今町政として、町民への具体的な施策や支援が求められております。町民の所得を高めることが税収をふやすことになり、緊急対策を町民の目線で取り組むことを強く求めるものであります。今こそ、町民の声なき声に耳を傾け、行政として何ができるのか、どうこたえるのかが町政に求められていることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） それでは、議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算に、私は賛成の立場で討論を行います。

寺尾町政初年度の当初予算につきましては、財政大変厳しい中を、町長を先頭に、町職員を初め関係者の御努力により、合併後のまちづくりに明るい将来を伺うことのできる予算編成と、まずは受けとめさせていただきました。全体を通して、総じて緊縮型予算ではあります、限られた歳入をより効果的に配分され、なおかつ知恵と工夫を凝らし、寺尾町長が掲げられた公約を実現すべく、効率よくそして町民参加を有効に町政運営に取り組み、町民がより身近に感じることでできるまちづくりの実現に向けて進めようとされる手法は、まさしく行政運営の基本でありまして、現代の社会情勢を乗り切るための知恵であるというふうに考えます。

しかし、財政的に大変厳しい状況の中、予算的に隅々まで行政サービスが行き届かないもどかしさを抱えながらも、町長が訴えられております「安心・活力・愛」を町政の基本に、町民を思う気持ちを住民サービスとしてあらわしていただくことで、京丹波町民はこの難局を乗り切るための協力を惜しまないと思えるものであります。

そこで、具体的な施策を見てみますと、まずは町政の基本であります、町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりに向けての医師確保奨学金制度の創設や、災害時の要援護者の支援システムの整備、安心安全な住環境のための住宅耐震改修補助金制度の創設、環境面では住宅用太陽光発電システム制度の創設など、また高齢者や中学校の保護者など多くの皆さんから切実な要望のあります町営バスの土曜運行の実施、農林業関係では、年々増加する有害鳥獣の被害防止のための狩猟免許取得支援や、シカ駆除報酬の引き上げなど、また、情報基盤の統一に向けたCATV拡張整備事業や、道路などの社会資本の整備、その他瑞穂地区保育所の建設や、平成23年4月開校に向けての瑞穂小学校の建築など、町長の目指す住民目線の積極的な予算編成となっております。

一方、財政面では、引き続き経常経費の削減と地方債残高の削減に向け、有利な地方債の活用など、公債費の抑制に努めるとともに、税負担の公平性を保ちながら自主財源の確保にも努められております。あわせて、住民の多様なニーズに的確に対応するために、職員の資質向上に向けた人事評価制度の導入は、親切丁寧で温かみのある行政運営を図る上で大いに評価するものであり、一層の研さんを願うものであります。

このように本予算は、随所に住民ニーズを的確に把握され編成された予算であるというふうに確信をいたします。京丹波町のさらなる発展を目指し、町民が安心安全で住んでよかったと実感できるまちづくりのために、町長を先頭に一丸となって予算執行に当たられるよう要望し、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） それでは、議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成の大合併は財政改革が最大の目的であり、我が町でも行政改革実施計画を立てて、初代町長のもとで4年間が経過し、その達成のためにいろいろと努力をしていただきました。ただし現状は、まず一つ目には、有線テレビ事業等の大型投資の検証、これらに基づきます起債が、将来一般会計の財政に悪影響を及ぼさないか。

また二つ目には、国民健康保険事業の運営の根本的な改革をしないと、基金の繰り入れそれから保険税の引き上げ等も、それぞれ基金の残高も底をつき、かつ保険料の引き上げもそう安易にできない状況にあります。こういうことは、また将来的には一般会計にも悪影響を及ぼしかねないか。

また三つ目には、現在交付されてます合併による特別交付金が、将来は減少していくわけでございます。現在のところでも、合併の特例による算出方法と、そのままの状態です。

と、やはり7億円から8億円程度の減少が予想される。そういうような中にありまして、非常に財政的には今後も厳しい状況にあります。そういう課題を山積した中で、今回の予算編成について評価してみますと、新町長としての予算編成に十分な時間がない中、まず一つには有害鳥獣対策に5,600万円余り、それから消防施設の整備に7,700万円余り、子育て支援に3,800万円余りと、町長の掲げておられたマニフェストである安心のあるまちづくりのために約1億7,000万円。

また二つ目には、農業振興の推進等に2億5,000万円、水道設備の統合整備に2億3,000万円、それから道路橋梁の新設維持管理2億1,000万円と、これもマニフェストの一つであります、活力のあるまちづくりのために約7億円。

また三つ目には、新規発行債の減少を約4億円それから土地開発公社先行取得用地の買い戻しに約6,000万円と、財政の健全化に4億1,000万円ほどを投入されると、新町長として重点施策を明確にして、メリ張りのつけた予算を充てておられるというように評価をいたします。

また、今後の問題といたしましては、先ほど申し上げましたように、将来的に一般会計に及ぼす根本的な要因を含んでおりますので、平成23年度の予算の編成に関しましては、そういうことも十分に含んだ予算が編成されることを期待いたしまして、平成22年度の京丹波町一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。以上です。

○議長（西山和樹君） 討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決します。

議案第20号から議案第36号の表決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 平成22年度京丹波町一般会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

東君。

○8番（東 まさ子君） それでは、議案第21号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本会計予算は、国民健康保険事業の収支不足に対し、基金7,644万4,000円を繰り入れて、税率改定は行わないとされております。本町は、平成20年度、21年度と2年連続の税率引き上げを行い、1人当たり2万7,000円の大変な負担増が生活を脅かしました。引き続き、平成22年度も税率の引き上げが、議会、町政懇談会で表明されてきた中で今回の税率据え置きについて評価をするものであります。

しかし、本町の国保会計は所得200万円以下の世帯が87%を占め、滞納世帯が641世帯となり、加入世帯の22%となっております。さらに、所得100万円以下での滞納率が多く、高く払えない国保税になっています。税率は変えないと言っても、収入が減っているもとでは負担増に変わりはありません。府下26自治体の中で11の自治体が一般会計から繰り入れを行っております。国の国庫負担率を1984年当時の水準に戻すよう強く求めるとともに、本町も一般会計から繰り入れを行い、安心して払えるよう、高過ぎる国保税の引き下げを考えるべきであります。

医療費への独自助成に対する国のペナルティは、加入者の責任ではないと考えます。また滞納者に対するペナルティについては、子供や高齢者がいる世帯であっても、短期保険証や病院窓口で10割負担が必要な資格書が発行され、安心して病院へかかれない状況となっておりましたが、中学生までには短期証が渡ることになり、高校生にも拡充がされる見通しとなりました。しかし、すべての人が安心して病院にかかれるようにしなければなりません。そのためには、保険証の取り上げはやめるよう要望いたします。

さらに、徴収率向上には、減免制度の活用、充実が必要であり、京都地方税機構への移管で滞納処分の強化が行われることのないよう求めるものであります。

以上、要望も申し述べまして、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計予算の討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

坂本君。

○10番(坂本美智代君) ただいま上程をされております、議案第23号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

平成20年4月からスタートいたしました後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で線引きをし、高齢者への医療切り捨てをするものだと、国民はもとより35都道府県の医師会が制度の反対を表明するなど、ついに同年の6月に廃止法案が参議院で可決されました。しかし、昨年の総選挙で、後期高齢者医療制度の廃止を掲げ政権交代をいたしました鳩山政権は、制度をもとに戻すには時間がかかるため、現在の制度にかわる制度を4年間かけて検討するとして、制度の廃止を先送りとしました。しかし、もとのシステムに戻すには、新しいシステムを構築するより時間もリスクも少なく済むと、後期高齢者医療制度のシステムにかかわった方の声や、3カ月から半年もあればすぐにでももとの老人保健制度に戻すことは可能であるなど、現場からの声が上がっています。

また、今、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議で検討されております、後期高齢者医療制度にかわる新制度案は、現役で働いている被用者保険の本人でも、また子供と一緒に世帯で扶養家族の人でも、65歳になれば強制的に脱退をさせられ、国保に移されるのでは、後

期高齢者医療制度の対象年齢を75歳から65歳に引き下げただけだということになり、これでは医療切り捨ての年齢を広げることになることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

森田君。

○5番（森田幸子君） ただいま上程になっております議案第23号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

御承知のとおり、後期高齢者医療制度は新政権において廃止が決定され、平成25年度から新しい制度に移行すべく現在、高齢者医療制度改革会議において種々検討が行われております。この新たな制度が幅広い国民の理解と信頼が得られる制度となるよう大きな期待を寄せるものであります。

さて、後期高齢者医療制度の実施主体は京都府後期高齢者医療広域連合であります。本町におきましては条例に基づき保険料の徴収を行い、これらを広域連合に納付する必要があります。歳入歳出予算の総額は1億8,581万2,000円で、そのうち1億7,963万6,000円が広域連合への納付金となっており、当予算は現制度に基づき、本町において定めなければならない予算であります。また、事業内容におきましては、新たに人間ドック助成事業が予算化されており、賛意を表するものであります。

このように本予算は京都府後期高齢者医療広域連合議会で慎重に審議の上、高齢者や低所得者に配慮した負担財源のもとに編成されたものと認めます。今後とも高齢者が安心して医療を受けることができるよう制度の適切な運営を強く要望し、賛成とします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案されております議案第25号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

今回提案をされております京丹波町水道事業特別会計予算は12億730万円の予算となっております。前年比で7,050万円、5.5%減の事業予算となっております。本町の水道事業は丹波・瑞穂地区の上水道事業で、和知地域は簡易水道事業として、どちらも統合整備事業に取り組んでいます。

この事業と関連して計画をされている畑川ダム建設は、丹波と瑞穂にある開発団地にある7,114区画に人口が6,000人増えるので水が不足するとして計画されたもので、18年も前の計画です。しかも、その根拠としたアンケートにより算出された人口増の根拠も作為とも思える人口増の積み上げです。まさにダムありきで進められてきました。計画から18年たった現在では、人口が計画どおり増えないとなると、今、町内で操業している事業所が増量要望しているこの水量が4,989トンとしています。

町長はダムができるのであるから水を使う活用を考え取り組んでいると言われますが、計画の破綻を認めていることにほかなりません。行政の継続を言われますが、人口が右肩上がりに増えることを前提に計画されたものが経済状況や人口動態が変われば当然、計画も見直す必要があるのに、計画に責任は持てないのに強引に進めてきた責任は結局、町民に押しつけられるのです。

現在、丹波・瑞穂地域では新規水源を含め9, 100トンが確保されています。そして、使用している水量は6, 200トンと報告をされております。差は2, 900トンも余裕があり、十分水は確保されています。また、水質の問題でも山紫水明の地域であるのに水が汚いとして、わざわざ水を高度処理して給水をするのです。しかも施設の建設に10億円も投入する計画です。改めてダムからの取水を再検討しなければ、その負担が今住んでいる町民の負担になることは明らかです。人口も減る、町内の事業所が計画どおり水を使わなければ、水道会計は破綻することは目に見えています。事業を推進した町長が責任をとるのか、京都府が責任をとるのか、このことを厳しく指摘するとともに見直し、中止など再検討を強く求めて反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

岩田君。

○2番（岩田恵一君） 私は議案第25号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

寺尾町政におかれましては、本町水道事業の安定化、健全化に向けた整備事業を継続させ、また継承される中で水道事業が置かれている財政環境のもと、健全かつ積極的な初年度の当初予算を編成されました。丹波・瑞穂両地区の上水道事業の整備促進や和知地区の統合簡易水道事業など継続事業も順調に進捗しており、将来末代にわたり一刻たりとも絶やすことなく安定した水道用水を継続して供給していくための事業を積極的に推進され、水道事業の基本であります安全・安心・安定した水道用水の供給という使命と大原則に忠実、かつ確実な執行を行うべき予算となっています。

言うまでもなく水道事業は独立採算制を建前としており、その財源は水道料金という適正な対価を母体として運営されています。無論、水道料金は給水サービスの対価でありますので、できるだけ低廉で公平でなければならぬとともに、地域住民の要求する水需要が量・質とともに充足できるよう適性に定めなければなりません。今般、その対価である料金の統一に向けた和知地区における説明責任も連日にわたり果たされたところであり、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。今後におきましても維持管理に万全を期すとともに長期展望に立った財政運営の確立がなされることなど一層の取り組みを期待いたしまして、私の本案に対する賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(西山和樹君) 起立多数であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。
討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行い

ます。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成22年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号 平成22年度京丹波町高原財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 3 3 号 平成 2 2 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 4 号 平成 2 2 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第 3 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 3 4 号 平成 2 2 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 5 号 平成 2 2 年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第 3 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 3 5 号 平成 2 2 年度京丹波町質美財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第 3 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 6 号 平成 2 2 年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第37、議案第37号 平成21年度ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更について》

○議長(西山和樹君) 日程第37、議案第37号 平成21年度ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 一点伺っておきたいと思うんですが、工期の変更ということで12月のときにもあったわけでございますけれども、今の進捗状況ですね、ちょっとお尋ねしておきたいのと、非常に最近、天候不順ということで、なかなか工事の進捗状況も大変やと思うんですけれども、ちょっと状況、わかっておれば伺っておきたいと思います。

○議長(西山和樹君) 久木産業振興課長。

○産業振興課長(久木寿一君) 今回提案しております工期を平成22年5月31日までということをお願いしております、それに向けまして、ほぼ順調に施工を行っております。

以上でございます。

○議長(西山和樹君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) もちろんそうやと思うんですけれども、大体計画の何割といいますかね。どれぐらいの進捗状況というのをちょっとお尋ねしたかったんですが、わかったら教えておいてください。

○議長(西山和樹君) 久木産業振興課長。

○産業振興課長(久木寿一君) 土壌改良工事を終えまして、堤体本体の今工事に着手しているところございまして、進捗率としてはちょっと出せていないんですけれども、本体部分の今工事をやっているところでございます。

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

議案第37号 平成21年度ため池等整備事業 天満宮大池改修工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第38号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第7号)》

○議長(西山和樹君) 日程第38、議案第38号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 今回の最終補正ということになるかと思うんですけども、一番大きな内容としては29ページにあります財産管理の中の積立金の部分でございまして、先行取得用地の活用対策の基金積み立てということで2億326万8,000円というのが基金積み立てとして予定をされておるわけですが、現在この基金には3億9,000万円余りの基金が既にあるわけですが、一旦この基金に積むということは当然、取り崩すときには基金の目的に沿うてやるとこういうことになるわけですが、確かに合併前からの引き継いできた塩漬け土地ということの解決というのは京丹波町の町政にとっても大きな課題だというふうに思うんですけども、一定そういう解決の対策のための委員会とか、内部にはつくってきたという経過はあるわけですが、もっといわゆる広い立場で検討をして、そういう一つ一つの解決の中でどういうものが必要だと、どういう対策が必要だという方向の中でやっぱり考えていくべきではないかと思うんですが、あえて今回、この2億円を超す基金を積み立てるという考え方についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長(西山和樹君) 谷総務課長。

○総務課長(谷 俊明君) 基金の積み立てに関する御質問でございますけれども、今年度2

1年度、この先行取得用地の基金、保育所の建設用地、あるいは道路の整備促進事業用地ということで2億2,100万円余りは繰り入れをさせていただくことが一方ではあるわけでございまして、今、議員さんがおっしゃっていただいたように、私どもの先行取得用地21億余りの今金額を土地開発公社に借入金として持つておるところでございます。そういう意味で1年間に約3,800万円余りの利子が累増していくという現状も抱えているのも事実でございます。したがって、この基金を活用して一定、そういう土地開発公社の土地を事業化する。あるいは、できるだけその利子の累増を招かないように、できる限り土地を買い戻す、計画的に買い戻すということをやっぴり当然考えていかなければならないということでございまして、あと、この活用方法等の委員会的なご質問もあったわけでございますが、私どもの条例に京丹波町財産運営委員会条例というのを持つておるところでございまして、そこにこの先行取得用地の活用についての議論をいただくということも明文化させていただいておるところでございますので、そういう委員会もお世話になりながら今後検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今、課長の方からありました3,800万円余りの利息がつくということで、その分は買い戻しをして、利子が増えないようにしようということで、ことし22年度の当初は山野草の森の土地を購入、5,900万円は購入するという提案をされてきた経過があるんですが、今回この21年度の最終のいわゆる事業による、また特に、交付金事業による入札による差額というものも大きな今回、この補正で生まれてきておるお金の残だと思うんですが、本来この年度末で出てきたお金というのをどう使うかということは、本来それぞれ予算を組んで精査をして、不必要なものもあったかと思うんですけども、そのお金というのはやはり本来住民の福祉や医療やそういうところ、また特に、経済的にこういう大変な時期ですので、そういう緊急的にやっぴり使っていくというのが本来そのお金のあるべき姿ではないかと。そして一部は積み立てると。積み立てるのであれば、取り崩しが可能な財政調整基金とか振興基金とかそういうところにやっぴり積み立てて、次年度に備えるという部分をやっぴり基本に私はすべきじゃないかと。そのうち、それはいくらかのこの先行取得用地にも積み立てるということは当然あるかと思いますが、この出されてきた、残ってきたお金の大部分のお金をこの先行取得に積み立てていくということは、本当に優先するところなのかというように思うんですね。

確かに今、この塩漬け土地と言われる土地について具体的に検討してきたと。内部でして

きたという程度で、今、財産管理委員会というのを言われましたけれども、こういう土地をどうするかというのはもうちょっと幅広く、専門家とかそういう方も入れたやっぱり検討をしながら、どう活用するかということも必要ではないかと。町長自身も委員会と一緒に、委員会の中で現場も見られたということで、もっと活用方法もあるんじゃないかということも言われておるわけでありましてけれども、やはりそういう視点で見ていくべきではないかと思うんですが、今回2億円を超す積み立てということについてはどうなのかというように考えるんですけど、町長のお考え、見解を伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

基本的には積み立てることは後年度全般いろんな意味でプラスになると思ってます。あるいは財政を健全化することは、私自身は住民の福祉に必ず役立つというふうにまず考えております。提言していただいておったような入札率下がってね、どうのこうのいう予算が、それを財政積み立てにしているという事実も承知しています。太陽光発電とか耐震化いうてわざわざ予算組んでますね。ああいうのが本当に住民側から、町民側から手挙げられて予算がうまく活用できたとしたら、そういうことには活用していきたいという思いでもおるんですね。そういうことを山田議員にお答えしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 税機構のことについて補正でも上がっておりましたがお聞きしたいのでありますが、一応移管通知をされて3月25日までにということを期限を切りまして、納付されない場合には税機構へ移管しますよということで差し押さえ、公売等の滞納整理が行われるというふうなそういう文書を送っておられますが、3月25日ということ、きのうが期限であったわけではありますが、どういう状況になっているのか。

それと一般質問でも聞いていたかもわかりませんが、現年度分の分納ということですね。それについては一遍には払えない、4回では払えないので12回にしてほしいとかそういう申し出、相談ですね。そういう納付相談、そういうのがあったときには、この税機構への移管というのはどういうふうになるのか、もう一回改めてお聞きしておきたいと思います。

それと野間次長にお聞きしたいんですが、就学援助制度であります。これもしつこい言われるかもわかりませんが、本当に今景気も悪くて、若いお父さんお母さん方も本当に四苦八苦されているという声をつぶさに聞いているところもあるんですが、住民税非課税ということで、それがネックになって、もう申請も相談に来てもらえたらよいものの、そういう条例になっておりますので行けないということがあります。

それで今本当に何ができるかということを考えた場合、積極的にこういうものもやっぱり幅を広げて準要保護ということで、要保護と準要保護ということでもありますので、準要保護ということでもあります与生活保護の何%かという幅を持たせるといふことになると思っておりますので、やっぱり積極的に教育委員会としてもそういう支援をして子供たちに教育の格差というか、そういうものが生まれないように積極的な考え方いうか、していただきたいと思いたしますが、改めて二つの点について、それぞれの課長にお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 今、税機構へ移管することに関しましてのご質問ですけれども、確かに3月11日に最終催告並びに兼移管予告通知を送信しまして、3月25日を納期限といたしておりました。状況ですけれども、こないだもご説明させていただいたと思いたすけれども、約2,000人の滞納者に対して発送をさせていただきました。

それから、差押や公売等ということですが、もちろんこういうことを文面で記載はしておりますけれども、普通の納期が過ぎた督促状に関しましては差押、公売とは書いておりませんが、納付期限内に納付されない場合につきましては滞納処分を行いますということも明記しておるところでございます、特に変わった文面ではないと考えております。ただ、具体的に書かせていただいているというふうなことでございます。

それと分納相談には応じております。応じておりますのと同時に、その分納の方につきましては税機構へそのまま伝えていくということになっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） たびたびご質問をいただいているわけですが、就学援助の部分につきましては生活保護の1.5倍とかというふうな形で他市町でやっておられるというようなお話もあったわけですが、一度、東議員さんのお考えを一遍数字という形ですり合わせるような形でさせていただいて、どちらがどうなのかという部分でまた打ち合わせをさせていただきたいというようなことを思うわけですが、今、国でやっております生活保護基準といいますのが、お母さんが20歳から40歳という形で小学生が1名の場合、2人で母子世帯という場合に月額13万3,210円という形になっておまして、あるいは、お父さんが41歳から59歳、母が20歳から40歳で小学生1名の家庭が14万6,830円、これを上回る収入がある場合は生活保護にはならないという形になります。さらに、その他の条件といたしまして、同じ世帯に何人おられるか。あるいは、この家族にどんな援助ができる人がおられるか。親、兄弟、親戚すべてこの方に対して援助ができるか

どうかということも調査をさせていただく。こんな形で、もしある親戚の方が援助するわという形でおっしゃいますと、その家庭はその援助をされるということで加算をされまして、さらに生活保護基準というふうになりますと大変厳しい状況が生まれるのではないかなというふうに、このように考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今の野間次長の言われていることはよく理解いたしまして、そういう該当者に不利になることをあえて、そういう難しい計算でしなくても幅を広げるというその一点で考えていただけたらどうかなというふうに思っておりますのと、それから稲葉課長にですが、分納の相談に応じているが、税機構へその旨を伝えるということではありますが、税金というのはやっぱりそやけど年度内に納めたらよいということであって、4回というふうにとまたま分けているのも払いやすいようにいうことで4回に分けているのではないかなというふうに思っていて、12回になったとしても年度内に納めるということであれば、それで納税者の権利としてはそれでよいのではないかなというふうに思っているんです。

所得税の方でもそういう分納相談に何回に分納するとかそういうことが認められているのであって、自治体でもそういうことを認めて、わざわざ税機構へ送らなくてもそういうことはできるのではないかなというふうに思っておりますが、それについては国の所得税の法律とまた違うんですか。

○議長（西山和樹君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 今のご質問ですけれども、期別ごとに納期限というのは決まっております。それも条例で定めておりますので、現年度分一括でということではございません。各それぞれの税ごとに、期別ごとに納期が設定されておまして、それを過ぎると滞納という扱いになると思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） それで25日の期限を切られて、納付とかそういう状況はどうなっているんですか。納付状況というか、そういう期限切ったことによって住民の皆さんがお金を納めに来られたとか、そういうことはどうなんですか。

○議長（西山和樹君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 詳しく細かくいくら入ったかというトータルありませんけれども、かなり電話でもそういった分納の相談もありますけれども、納付書を送ってほしいというふ

うなことは電話がございまして、各支所なり本庁の税務課でもかなり納入されているのが実態です。例えば、60万ほど一括でほんと払われたりということもございまして。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 先ほど質問が出ていました先行取得用地、塩漬け土地の活用対策基金に2億326万円の積み立てをするというのと今の予算書のページ、28ページの関連なんですけれども、それから繰越明許の関係に関連して、その財源関係についてちょっとお尋ねしたいというふうに思うんですけれども、まず、先行取得用地の活用対策基金2億326万円、このお金がどこから出てきたのかということになるんですけれども、20年度の一般会計補正ということで地域活性化・生活対策交付金事業ということで1億7,000万ほどの財政調整基金を崩して事業をやった内容があるんですけれども、このときの説明では財調を崩すけれども、最終的にもとへ戻るといふような説明だったというふうに思います。

そうしますと、それ以外のところからこの財源が出てきたというふうに考えられるわけなんですけれども、この2億326万円ですか、これの財源の出どころは、どこから出てきたのかということをもまず一点伺いたいのと、それから繰越明許の関係で25億3,600万円余りの繰越額があるわけなんですけれども、この財源内訳ですね。国・府、あるいは起債、あるいは一般財源というような、合計金額で大体どれぐらいの割合で予算の財源内訳があるのかと、その二点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 3月補正のところで最終補正ということでそれぞれ歳入なり歳出、精査をさせていただいたところがございます。歳出にあつては不用額を減額するというところで予算書を見ていただいたら、かなり三角がそれぞれの事業項目に立っておるところでございますし、そういったことでの歳出の減額分、それから歳入にあつては歳入予算の増額が見込まれる部分、こういったところでの財源の調整の中でこの基金積み立てを行おうとするものでございます。

それから繰越明許費の財源内訳でございますが、これは今きちっと整理したものは作成をいたしておりませんが、5月出納閉鎖を待って特定財源を入れた、これは議会にも報告事項ということで書面で提出をさせていただきますので、今直ちにすべてにおいて財源内訳を整理しとるといふ状況ではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 21年度予算の中での先行土地の関係なんですけれども、この基金の関係なんですけど、この2億3,000万円というのは今の説明によりますと、20年度

の最終補正で出ました一般財源から崩した1億7,000万円というのは、この中には入っていないというふうに考えたらよろしいのでしょうか。それ以外からこれだけのお金が出てきたというふうに考えたらいいのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 繰り入れは繰り入れで予算化しておりますので、繰り入れはいたします。

○議長（西山和樹君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 一点、47ページの関係でお尋ねしておきたいと思うんですが、負担金補助及び交付金の中の生産森林組合の運営推進助成金というのが157万円ございます。これは当初でもあったわけでございますけれども、前町長はこういう助成金というのをやめておいたわけでございますが、当然必要な助成金は助成金として出すべきだとは思いますが、一つは、その基準はどうなのかというのとそれから、今後はどのような考え方なのかというように伺っておきたい。同じ金額でございますので、やはりこの生産森林組合の運営推進助成ということでございますので、この生産森林組合がそれぞれ50近くある生産森林組合の運営とそれから今、特に、この間言われてきました木質の利用とか木材の利用とかいう関係にも取り組みたいんだということも聞いておいたわけでございますけれども、具体的にやっぱりそういうような取り組みが片方では生まれてくるという中でこういった助成もされるということとの整合性といいますか、そういうものとの兼ね合いというふうに思いますので、改めてその点伺っておきたいというのがございます。

それから町長にもう一度お伺いしたいんですが、そこに予算書をお持ちであれば、28ページを見ていただきたいと思うんですけれども、今も出ておりましたけれども積立金の25節の中に、それぞれ財政調整基金なり、減債基金の積み立てなり、まちづくり推進基金の積み立てなり、振興基金の積み立てなり、先行取得用地の基金積み立てというのがあって、全体の合計が2億3,208万5,000円ということになっておるんですが、今も出ていましたけれども、財政調整基金というのは200万6,000円の減にされておるわけですね。これまで一定、その基金を取り崩したらまた戻すというやり方で一定のこの財政調整基金というのは10億円余りの基金としてずっとやってきておったと思うんですけれども、これは当初予算のときにも一定の議論もされてきた経過もありますが、やはり今、町長が言われるように、いろいろ活用したいんだということになれば当然、そういう取り崩しが可能な財政調整基金とかいうところに本来積み立てるべきなんですね。それぞれたくさん基金があるというのは目的があって積み立てるということになっておりますので、その目的以外には取り

崩せないということに一応条例上なっておりますので、特別なことがあったらという部分もありますが、やっぱりそういう基金の目的に応じて積むということになっておるわけですから、例えば、今もありましたけれども財政調整基金には例えば1億円積んだと。その残りをほんならどうしようかという中で先行取得の基金にも一定積もうという、そういうやっぱり総合的な判断をしなければ、全体の基金積み立てのもう大半をやね、この先行取得にする、基金に積むということにはなっとるわけですね。

だから私申し上げましたように、ほんなら先行取得用地をどういうふうに活用していく、どういうふうに考えていくのがいい、片方ではっきり示しておいてですね、それに基づいて基金を積み立てていこうというそういう方向を示していただかなければ、とにかく積んでおこうというようなことに。

○議長（西山和樹君） 12時を過ぎますので、このまま継続して、あなたの質問で終わりたいと思いますので。

○10番（山田均君） はい。いうことを改めて伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 答弁だけ伺っておきます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、まず一点お答えしておきます。

積立金の200万6,000円が減ったというのは積立金が減って、利子が減ったということでこのように掲載しております。まず、説明の欄に。

それと山田議員がおっしゃっていることも道理だと思います。いずれにしても、こうして先行取得用地を活用したいという思いで基金に積んでいるわけで、いろんなことで現地見て、例えば上水、あるいは下水等の整備が行えるなあとという時点から、本当に先行取得用地を活用していきたいという強い思いで積み立てていることをまずご理解いただきたいと思います。あるいは、いろいろご議論いただいておりますが、今までですと、とにかく予算組んだら全部使えというのが一般的な財政運営だったわけですが、やっぱり谷課長がありのまま説明したとおり、ずっと三角三角が出てきたことを後年活用したい、固めて活用したいというような思いで、こういう補正をご提案しているという二点目。

そしてもう一点は、さっきもお答えしましたように、当初予算で太陽光パネルを利用した発電システムに幾らか予算つけていますね。それで、そのことが多くの応募者があったら、山田議員なんかがおっしゃっているとおり町内、小さい業者さんがそれを受けて、町内の産業振興になるんやないかとおっしゃってもらっていること、あるいは耐震改修に細かく予算配分しております。そのことも町民の皆さんから、ぜひうちもやりたいということであれば、

また補正で議員の皆さんにご理解いただいて、そういうことも追加していきたいと、そういう思いであることを重ねて話させてもらって、お答えとしておきます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 生産森林組合への助成金についてのご質問でございますが、算出根拠につきましても、収入が上がらない、収支バランスがとれない生産森林組合の法人町民税の額を参考に算出をさせていただいております。平成21年度、22年度につきましても助成金の計上を予算でお願いしているところでございますが、それ以降につきましても状況もこの助成金の目的も見ながら、22年度以降につきましても町長の政策判断の中で検討されることと存じます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これで暫時休憩をいたします。再開は1時30分からといたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時30分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

日程38、議案第38号の質問を継続します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第38号、平成21年度京丹波町一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は3月の事業年度末を控え、各節ごとに精査し、最終見込みを立てて補正がされたとのことでありますが、節減に努力した半面、地方自治体の使命である住民の福祉の増進にどれだけ努められたのかも問われていると思います。

補正予算第7号では結果として先行取得用地対策基金積み立てに2億326万8,000円を充てる補正予算であると言えます。本来、自治体の予算は不用額を生まないように当初に計画を立てて編成し、3回の補正で追加や削減をするわけですから、余りにも大きな額が年度末に出ること自体が予算編成の制度が問われていると考えますが、第7号の補正予算の大きな金額は緊急対策交付金事業をはじめ、事業の精査や入札残などの差額などが大きいと考えます。

先行取得用地対策基金積立金は20年度決算で3億9,266万1,000円あります。平成21年度での取り崩しもありますが、今、2億326万8,000円もの多額の基金積み立てを行うことが今、町行政として優先すべきことか。住民の目線で考えるべきです。もちろん財政負担を減らすことは必要であります、仕事おこしの事業や国保税の引き下げに活用するとか、財政調整基金など幅広い活用ができるように積み立て、住民福祉の増進に次年度で活用すべきです。先行取得用地対策基金積み立ては住民の合意が図れる範囲で行うべきです。さらに必要なのは先行取得用地の目的に沿った活用とあわせて、活用の再検討を専門家や公募も含めた幅広い住民参加で検討委員会を設置して、長期的な計画も含めて活用方法を検討すべきです。そして住民に公表し、住民合意の上で基金の活用などを行うべき点を指摘するものです。

もう一点は税機構の問題です。2,000人の対象者に文書を発送したということですが、分納を約束した人にも通知が来ているなど一方的な方法がとられており、これでは住民との信頼関係が崩れてしまいます。もっと住民の目線で、自治体本来の使命である住民の安全と命、暮らしを最優先する立場で予算執行を行うこと。また、緊急対策として住宅改修助成制度などにも取り組むべきであります。そういう点を指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第38号を採決いたします。

議案第38号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第39号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 日程第39、議案第39号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

議案第39号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第40号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)》

○議長(西山和樹君) 日程第40、議案第40号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第40号を採決します。

議案第40号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第41号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 日程第41、議案第41号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第41号を採決します。

議案第41号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第42号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 日程第42、議案第42号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 一点、歳入のこの使用料にかかわってお尋ねしておきたいと思うんですけども、今日一部改正の規則というのが配付されておりまして、75歳以上の水道料金の減免といますか軽減ということで、525円というのが、以前聞いたことあるんですけど、きちんと説明を受けたというのではないんではないかと思うんですけども、条例ではないので規則の改正やということで、議会に報告する義務はないということかもしれませ

んが、水道料金とのかかわりもこれ非常に大きいわけですので、対象者とか具体的にどれぐらいのこの減額といたしますか、これすることによって収入減になるというあたりについても、再度この場所でお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） ただいまご質問のありました、今回の水道事業の給水条例の施行規則の一部改正ということで、料金改定に伴います減免措置のことを今回、規則の改正を行ったところでございます。

規則の内容等につきましては、配付をしております文面のとおり改正をするものでありまして、またご確認をいただきたいというふうに思いますが、一点は現在こちらの方で揃っております、想定をしております減免対象者でございますが、町全体で537名の対象者を予定をいたしております。

これらにかかります減免の額としましては、毎月の基本料金が、基本料金部分から525円ということで、減免をさせていただくものでございまして、平成22年度の予定といたしましては、年間の減免額としまして、約338万円程度を見込んでおりますところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっとあわせてお尋ねしておきたいと思うんですが、ケーブルテレビの放送などでも申請のことなんかを放送しておったと思うんですが、この具体的に周知の方法は、537名が対象ということになるわけでございますけれども、どういう形で徹底をするということと、それからこの申請をされたときからなのか、さかのぼってこの4月から減免ということになるのかどうか、人によってはこういう制度が4月から施行されたということをおわからないという方も、当然町民の中にあるかと思うんですけれども、その辺はどうなのかということと。

それから、例えばひとり暮らしですので、まあ入院をされて、そして家があると、もちろん基本料金は払わなならんと、そういう場合ですね、対象になるのかどうか。それも住所が家があれば、ひとり暮らしということになるろうと思いますし、当然、施設に入っておっても、いろんな集落のつき合いとか、いろんな課税は、個人へいくわけでございますけれども、そういう場合とか、いろんなケースが出てくると思うんですけれども、どういう場合、この条例ではそういう細かいことはちょっとわからないと思うので、その辺はどうなるのかあわせて伺っておきたいということと。

○議長（西山和樹君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 一点目の周知の方法でありますけれども、現在も町内の広報媒体といえますか、ケーブルテレビなり防災行政無線等を使いまして、該当者の方ということです、対象者の方といえますか、減免を対象とする方の内容等につきまして、有線放送等で現在のところも周知を行っているところでございます。

それと1月の中下旬にお配りをしました水道料金改定のお知らせということで、これはすべての利用者の方にお配りをしておりますので、そういった文書的なものと、それから告知放送等によりましてお知らせを現在も行っているところでございます。

それから二点目ですけれども、この減免の対象となる時期等でございますが、これにつきましては、申請をしていただきまして、こちらの方で内容確認等をさせていただき、適正だというふうに、該当するというふうに判断をいたしました時点の検針部分から対象とさせていただきます。

三点目の、ひとり暮らしの方で、入院等をされている場合、こういった場合はどうかというところでございますけれども、今回の規則の一部改正のところにも書いておりますように、一つはひとり暮らしという、75歳以上のひとり暮らしというところで、住所要件等がございまして、施設等に入所をされて、住所等も持っていかれる場合につきましては対象と、減免の対象とはいたしておりませんが、一定住所要件等がございませ場合は対象ということで見なさせていただいていただくこととしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 周知の徹底なんですけれども、知らなかったという方も当然中にはあるかと思うんですけれども、この537名の対象者というのは明確になってるわけですので、そこへ直接そういう案内をすとか、そういうことはしないのかどうかということが一点と。

それからこの別表の、その他町長が特に必要と認めたものと、町長が定める額ということになってるんですが、この場合はどういうことを該当者としてはなるのかということと、定める額というのは、そういう幅を持たせるということなのかどうかとあわせてちょっと伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 一点目の周知の方法でございますが、あくまで私どもの方で掴んでおりますというの、年齢的な要件とかいう部分と後、一定、税の関係等でも照会をかけて把握はしておりますけれども、あくまでも本人の申請主義という形をとらせていただい

おりますのと、個人情報等の関係もございますので、こちらの方から直接案内等を送付して
というようなことは考えておりません。

二点目の、町長が特に必要と認めたものというところで想定をしておりますのは、一つに
は生活保護世帯におきましての、例えば水道の閉開栓の手数料の部分の減免というようなど
ころを想定をいたしております。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第42号を採決します。

議案第42号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のと
おり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第43号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 日程第43、議案第43号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会
計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第43号を採決します。

議案第43号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第44号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第44、議案第44号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第44号を採決します。

議案第44号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第45号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）》

○議長（西山和樹君） 続きまして、日程第45、議案第45号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 一点伺っておきたいんですが、臨時雇用の関係で、本町の場合は登録制度ということで、それに基づいて随時採用してるということなんですけれども、登録というのはいつでもできるということなのか、例えば4月とか9月とか半期に1回とか、そういうようなことになっておるのかどうかということと、それから対象となる登録をする場合に、京丹波町民ということになってるのか、いや、広く日本国民であればだれでもいいということになってるのか、もちろんまあ外国人でもいいということになってるのか、その基準というのはどういうことで登録制度の基準はどうなってるのか伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この登録制度ですけれども、住民の方にお知らせは年に1回募集しますということでのお知らせをさせていただいているのと、それで集中的に集まるのと、それから随時の受付も行っております。町民の方だけかということではなくて、一定、専門職の方でありますとか、町外の方の登録も当然させていただいておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 町外の方の登録ということなんです、専門職はもちろんそういうことになるんですけれども、その範囲というのはね、まあ事務、専門職といえどれも専門職になるんですが、特別どういう職種といいますか、をそういうように町外からもやっておるといふことなのか。

それから周知の方法ですね、年1回というのと、常時やってますよというのと、どういう形で町民への周知はされているのか。町民への周知徹底を、いろんな放送とかでやるといふのと、ネットでやれば町外の方がそれを見て来るといふことになるかと思うんですけれども、ちょっとどういう形で徹底をされておるのかという点を含めて、お尋ねします。

○議長（西山和樹君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 募集してるのは、一応お知らせ版に掲載をさせていただいて、町内にはお配りをさせていただいております。

それから、職種云々というのは、こちらからあえて示しておりませんで、臨時雇用の登録制度ということで、職種を限定しての登録制度という形はとっておりません。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第45号を採決します。

議案第45号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第46号 平成21年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 次に、日程第46、議案第46号 平成21年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第46号を採決します。

議案第46号 平成21年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり本件は可決されました。

《日程第47、議案第47号 平成21年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第47、議案第47号 平成21年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第47号を採決します。

議案第47号 平成21年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第48号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第4号)》

○議長(西山和樹君) 日程第48、議案第48号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第4号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第49、議案第49号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第49、議案第49号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第49号を採決します。

議案第49号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決しました。

《日程第50、議案第50号 平成21年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第50、議案第50号 平成21年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第50号を採決します。

議案第50号 平成21年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、議案第51号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)》

○議長(西山和樹君) 日程第51、議案第51号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第51号を採決します。

議案第51号 平成21年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第52、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第52、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

野口議会運営委員長。

- 議会運営委員長（野口久之君） それでは、発委第1号、平成22年3月26日、京丹波町議会議長、西山和樹様、提出者、議会運営委員会委員長、野口久之、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案説明、京丹波町課設置条例の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。

平成22年、条例第5、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例、京丹波町議会委員会条例（平成17年 条例第194号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、「企画情報課」を「企画政策課」に改め、同条第3号中、「地域医療課」を「医療政策課」に改める。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

新旧対照表を次にあげておりますし、それから参考資料として最後のページにあげておりますのを参考にさせていただきたいと思います。

以上、報告終わります。

- 議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、発委第1号を採決いたします。

発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

- 議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第53、発議第1号 「畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書」

○議長（西山和樹君） 日程第53、発議第1号 畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

岩田君。

○2番（岩田恵一君） それでは、ただいま上程されました、発議第1号 畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書について、提案理由を述べさせていただきたいと存じます。

畑川ダム建設事業について、さる3月17日の新聞報道にもありました、ダム中止を求めた住民監査請求がなされたことは御承知のとおりでございます。

畑川ダムについては今日まで、旧町時代より議会としては建設促進の立場を一貫してまいった経過を踏まえ、また、地元下山地区には対策協議会が設置され、ダム建設に大きな期待もされる中、あわせて下流黒瀬区には対策委員会が組織されて建設推進の活動、取り組みがされてきている今日、このことがあたかも地元住民の総意であってはならないとの思いも重なり、私たち住民全体の代表者である議員の立場や、住民全体の利益を考えるときに、議会としても行動を起こすべきであると考えます。

畑川ダムについては、これまで公共事業再評価審査委員会においても、その必要性は認められてきており、現政権下における事業仕分けの中でも継続させ完成させていくという結果も得たところでございます。ダムは丹波・瑞穂地区でのたび重なる水道水源の危機的渇水対策や、開発団地等の未給水地域への給水、企業誘致における水の確保など、今日まで先人が大変苦勞されてきた大きな行政の重要課題でもあり、水問題の解決を図る上においても、ダム以外に水を得る手段はなかったことを裏づけてきたところでございます。安定した水道用水源の確保は悲願でもあり、住民が安心して安定した水道用水の供給を受けることは、だれしもの権利であり、大きな期待を寄せているところでございます。

こうしたことから、ダムの早期完成こそが、私たちや京丹波町の行く先を確かなものとする手段だと確信をいたしております。今回、そうした思いも込めまして、また、国を含め大変厳しい財政事情の中で、改めて早期完成を求めていきたい、別紙意見書の提出の運びとしたいという強い思いでございますので、何とぞ議員各位には御賛同のほどよろしく願いを申し上げます。

以上、提案理由でございますが、発議第1号といたしまして、平成22年3月26日、京丹波町議会議長、西山和樹様、提出者、京丹波町議会議員、岩田恵一、賛成者同じく原田寿賀美、賛成者同じく横山勲、賛成者同じく梅原好範、賛成者同じく野口久之、賛成者同じく

松村篤郎、畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書ということで、意見書については別紙のとおりでございます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。よろしくをお願いします。

失礼をいたしました。それでは意見書を朗読をさせていただきたいというふうに思います。畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書。

本町は由良川上流の丹波高原に位置し、分水嶺にあることから、宿命的に水不足の制約を受けてきた。そのため、豊かな大地を有しながらも定住人口の増加や企業の立地等、地域活性化が促進されず、過疎高齢化が進行してきた歴史を持っている。近年、生活様式の多様化、下水道の普及、産業経済の発展に伴い、水需要は今後さらに増加が見込まれる状況にある。そのような中、待望久しかった畑川ダム建設工事が昨年10月に京都府により着工され、平成24年度の完成を目指し着実に進められている。畑川ダムは永年にわたり水資源確保に苦しんできた地域やダム下流域の地域にとって、洪水調整、流水の正常な機能の維持、及び安心・安全で安定した水の供給など、治水、利水の両面において必要不可欠な施設である。地元住民としてもダム施設の完成に惜しまぬ努力と協力をするものであり、京都府においては畑川ダム建設事業を一層促進され、全事業を1日も早く完成されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月26日、京丹波町議会議長、西山和樹、京都府知事、山田啓二様。

よろしくをお願いします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより、質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 提出者にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、意見書の中にあります、近年、生活様式の多様化でそれぞれ下水道の普及とか産業経済の発展で、今後さらに増加が見込まれる状況にあると、こうなっておるんですが、一つは当然使うべき人口の問題もあろうかと思うんですが、当初の計画をされたダムを必要とされたのは6,000人の人口増というのは、丹波と瑞穂にあります開発団地でふえるということから出発をダムはしたわけでございますけれども、きょうも午前中に下水道の普及率もあつたわけでございますけれども、既に92.47%の普及率になっておるんですけども、そういうような下水道の水需要の問題とか、それから産業経済の発展ということで、企業誘致とかいうことも言われるんですが、例えば近くの三和の工業団地、綾部の工業団地、長田野もあるわけでご

ございますけれども、そういう水を確保されとる工業団地でも、やはり今の経済状況の中ではなかなか企業がこないというのもあります。また、京北などでは企業誘致をしたときにそこで働く労働者の確保、約束したために、その企業にですね、いわゆる補償金を払うようなこともわけでございますけれども、もちろんそういう企業誘致を反対するものではありませんけれども、本当にそういう点から言うと、今のそのダムから取る5,000トンの水というのは、新たに企業を誘致するということやなしに、今、操業しておる企業、事業所が水を増量要望をしておると、その合計というのは再評価委員会に出された4,950トンという、まさしくダムから取る5,000トンに匹敵する量を必要としてるということになってるんですけれども、そういうことの問題一つとってもですね、企業からほならその水の増量要望の約束を、契約をするということについても、これは無理だという点も表明されておりますが、本当にそういうことが、今、新たに企業を増やすということやなしに、今ある企業が必要としているということになっておるわけですが、その辺については本当にどうなのかと。新たにこう企業が増えたらさらに水を確保せんなんということも、こう逆に言えば起こるわけでございますけれども、その点どうかという点を申し上げておきたいということと、それからまあ監査請求をされたということですが、10月にこの本体工事の入札がされて、これまで見直しやとか住民のいろんな声や署名も1,200名を超える署名も提出されたこともあるわけでございますけれども、なかなかそういう声にしっかり応えてこられなかった。工事が発注されたということを受けて、監査請求もやむにやまれずされたと思うんですけれども、そういうようなことを踏まえれば、あえて今そういうことが、意見書を出すことが必要なのかどうかということも含めて、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 5,000トンの必要性というようにございまして、今、公共事業再評価委員会の中でもこれはもう実証されておるわけですが、企業としては将来にわたって安定した水道水源の確保がどうしても今後将来にわたって必要だということも述べられておりますし、これはもう確約も取られているということでございますし、ましてや丹波・瑞穂地域にはご承知のとおりかなりの区画数の開発団地も存在しております。これまで、旧町時代から既存の簡易水道施設の中での給水は困難だということで、これまで給水区域外として扱ってきた中で、本当にそこに住民として永住したい、定住したいという方々に対しての給水を拒否してきたという経過もございまして。それからやっぱり今後水道水源は、これまでの丹波・瑞穂地域の歴史的な水不足、本当に危機的な渇水状況、本当にそれぞれの谷まった奥の簡易水道施設では、皆さん方に、住民の皆さん方に給水制限とかそうした本当

に、給水義務がある水道事業でありながら、そうした苦勞を強いてきたというような状況でございます。まして今回、両町の給水区域外をなくしていくということで、全区域を給水の対象としてきた今回の事業計画は、まさに今後将来にわたって、どの地域、どの場所からの給水の要望があってもこれはもう給水をしていかなければならないというこの法律の下で、やはり安定した水道水源の確保は当然必要だということでございますし、これは先ほども提案理由の中でも述べさせていただいたように、この畑川ダム以外に方策がないという結論に達して今日まできているところでございますので、これはぜひとも丹波・瑞穂の悲願、念願でもございますので、これは進めていかんなんということでございますし、また今般監査請求が出されて、なぜ今意見書を出す必要があるのかということでございますけれども、これも提案理由の中でも申し上げましたけれども、あたかも新聞によりますと、あるいは地元ではダムについては受け入れてないのではないかという世間の風評もございまして、我々としてはぜひともこれは必要なんだという思いを、これはもう今回そういうことでやりますけれども、これはもう年中私はやってもええと思っております。いつやってもおかしいことではないと思っておりますし、今本当に公共事業の縮減とか削減とか言われてる中で、本当に私自身も畑川ダムが生き残ってよかったなという思いの中で、やっぱり1日も早く、24年度いう中でもやはり事業費が継続的に安定してつかないと、これ24年に完成しませんので、これは1日も早く完成していただきたいという思いを込めまして、今回提出をさせていただきたいということでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 提出者の岩田議員は長年水道事業にかかわってきたということで、人一倍そういう思い入れもあろうかと思うんですが、確かに丹波・瑞穂地域は、私の子供の時分から、水不足に本当に苦勞してきたというのは当然ですし、水はないよりあった方がいいというのは、これはまあ当然なんですが、それには大きな負担が伴うということで、統合事業ということで、丹波・瑞穂の水道施設をすべての管でつなぐということで、水の融通をするということで、水原と下山水源を確保して一応言われておるのは9,100トンの水量が確保できておるんだということ、そして日常平均使うのは6,200トンということも言われておりますので、一定のそういう用水もあるということ、そして旧町時代に丹波と瑞穂で水道事業組合をつくって、そしてそれぞれの地域指定をなくして開発団地にも給水ということで、合併後もどんどん配管工事もやられてるわけでございますので、そういう中で例えば近年、ダムなんかでは給水制限をよく言われますが、近年この京丹波町になって、放送で給水制限、そういうことは聞いたことはないわけでございますけれども、それぐらい安

定をしてきておると思うわけでございますけれども、そういう中であえてダムからの5, 000トンを取るということでございますけれども、先ほど、再評価委員会の話も出ておりましたけれども、私も傍聴しておりましたし、議事録もいただいておりますけれども、この再評価委員会の中の委員から、口頭での話を元にした需要予測というのは適切でないと、契約書などで確認しておくべきだというそういう指摘もされまして、委員長自身も早く契約書を取り交わすように留意していただきたいという、そういう旨の指示まで、そのときにありました。これは議事録にも残ってるわけでございます。だから、再評価委員会、おおむね妥当だと認めましたけれども、そういうような本当に水需要に対してきっちりとした確証を持ってやるべきだということと、それが結果として住民に負担を本当に増やすのではないかと、そういう意見もあったわけでございますので、やはりその辺も、本当にもっとはっきりさせておくべきだという点もあわせてお尋ねしておきたいということと、それからもう1点、この当初ダムの話のときには、ダムからのいわゆる水を取るというのは優先の話になっておりましたが、近年この治水、利水と両面が言われるようになっておまして、このダムによる台風で水の洪水を調整できるんだということも言われておるわけでございますが、本来、高屋川という本流をしっかり改修をしていけば、洪水を防げるということも十分、それが本来の考え方といたしますか、やるべき道筋だと思うんですけれども、高屋川の支流をダムで止めるということではなしに、高屋川をしっかり改修するということが私は必要だと思うんですけれども、その点についてもあわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 将来どうなるかということは、本当にだれにも予測できないわけでございますけれども、本当に今回の事業というのはもう最後だと思うんです。ただ最後であるがゆえに、今後必要水量を求められたときに、これもう拒否できないということでございますので、やっぱり将来に禍根を残すというのはダムをつくらへんことだと私は思っています。だから、それと水は今どんたくにあるというようなことをおっしゃいましたけれども、たまたま今こういう気象の変動でございますとか、今後本当に温暖化とか異常気象だとかいろいろなことが叫ばれている中で、どういう事態が起こってくるかわかりません。そうした中で、ほとんどの簡易水道が流水を水源としていると、谷川の水を表流水を水源としているという状況の中でおきましては、やはりそれは枯渇は目に見えていると私は思っていますし、やはり水は蓄えなければ安定した水源の確保は難しいというふうに私は確信しておりますし、そういう判断も理解もしております。まして、企業さんにおきましては、当然先ほど出ましたように綾部とか福知山の工業団地、確かにあいている部分はたくさんありますし、三和でも

まだかなりのそういった企業が入るスペースがございます。しかし、今後の情勢によりまして、そういう企業が来たときでも、やっぱり安心してどうぞと言えるような状況をつくっておくべきだと私は思っていますし、今、現に町内にあります企業さんからも、将来における利用計画というのでも示された中で、これは書いたものでないということをおっしゃいましたけれども、口頭だけだということがございますけれども、これは予測でございますので、なかなか書いたもので示せないということもあろうかというふうに思いますけれども、そうした場合のケースでもやっぱり町としては責任をもってかんなんということがございますので、やはりその必要性は十分認められてきたものだとは私は確信しておりますし、ましてまた治水面でどうだということがございますけれども、私も当時、平成4年から担当いたしました、黒瀬地区には過去本当にすぐ高屋川に近い近接しております家屋については、床上、床上どころやないんです、ふすまのもう8分ぐらいまで、だから2メートル以上の洪水になったという事実も、これあの痕跡も残っておりましたし、それも治水効果をあげるといふ大きな根拠になったわけがございます。

それから、高屋川の河川改修をしたらいいんじゃないかということがございますけれども、高屋川の河川改修ただけでは、これはもう当然困難でございます。黒瀬橋からの下流については関電の和知ダムの関係で一定の整備はされておりますけれども、その上流は全くできておりませんでしたし、まして畑川についてはああした蛇行した川でございました。今回、ダムによってそうした治水効果も十分畑川ダムの河川改修、それから高屋川の河川改修と同時に行うことによりまして、治水効果は万全であると、私は思っておりますし、今回のダムの関係でこういった治水効果も十分に発揮できるものと確信をいたしているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 町が責任を持つといういろんな予測と申しますか、将来の水確保をするということなんですけれども、要するにそれに負担がついて回ると、この負担をだれがするのだと、町民が持つということになるわけがございますし、本来もちろん企業というよりも住民のための水道事業ということが基本だと思いますので、やはり住民負担がほんまにどんどん増えていくということになると、今のまま行けば、そういう水道のいわゆる予測からしてもですね、莫大な量の必要だということになっておるわけでありまして、やっぱりそこが一番このダムに対する大きい問題だということと、それからやはりダムというのは一番そういう濁水に弱いということもこれは言われておるわけがございますし、今ありましたように無数のいろんな取水をしているわけがございますけれども、やっぱりそういうところ

がたくさんあるほど水は強いということも専門家に聞きますと、言われるわけでございまして、ダムに頼ってしまうということは本当に将来が大きな心配を持っているということも言われております。

あわせてこの問題は水質が悪いということで、わざわざ10億円もかけてダムから取って、そして10億円もかけて高度処理をするという、そういうようなことが言われてやられようとしてるわけでございますから、本当にもっともっとこの調査をしたと言われますけれども、京丹波として本当に水の確保というのはやっぱり考えれば、もっともっとほかにも方法は見いだせるというように思いますので、この計画は旧町のと時から出発してそのまま来とるわけでございますから、やはりそういうことも必要ではないかという点申し上げておきたいということと、それからもう一点は、今の時期、こういう意見書をあげるということは、今、戦われております知事選でも大きなこの畑川ダム、争点になっております。そういうことに議会がそういうことをすることによって、そういう政治的に使われるということになっては何もならないという点も申し上げて、見解を伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 確かに今の知事選の争点になってるかもしれませんが、それは一方的に候補者が言うてることだけであって、私たちは一貫してダムは建設促進の立場ということを一貫して貫いてきましたので、これはもう四六時中、365日のうちいつ言うても私はええと思うんですけど、これはたまたま今そういう争点になってるということだけでございますし、争点にされること自体が私らは不愉快だという思いもしております。

それから、もちろんこれはダムというのは水道用水の安定供給でございますので、まずは今供給している住民の皆さん方の水道用水の安定した供給を行うと、これはもう法律にも書いてありますように、これはもう義務でございますし、これは住民のための建設だというのは、これはもう一番の基本でございますし、企業という話が出ましたので私も企業の話をしましたけれども、企業というのはもう二の次だと私はもう思っております。住民への給水があってこそ、その次に企業への給水と、企業を断っても住民の皆さん方には供給していかなという立場でございますし、そういう意味での水道事業というのは、そういう意味で成り立っているというふうに思っております。

それから水質の問題ですけれども、一定、私専門的なことはまた水道課長から答弁していただきたいという思いがあるんですけども、確かにあこのダム湖として湖水から取水をした場合に、上流域にはああした畜産農家もございますし、これまでからその畜産廃棄物を野積みされたり、それが雨水等によって河川へ流水したというようなことで、一定のそういう

水質の悪化というのは懸念されてきたわけですが、ご承知のとおりそういった畜産堆肥につきましても、堆肥センターも整備され、また一番悪い谷川についてはトンネルで下流域へ放流するといったことで、ダム湖水についてはこれから建設されてあそこに試験湛水もされて、そうした中で水質の検査もされる中で、一定その判断をもってまた高度処理が必要があるかどうかというのも今後その中で検討されるものだと私思っていますし、高度処理がありきの話では私はないと思ってる。そうやないかな。だと思っておりますし、水質については私は以前より改善されてきましたし、今の畑川の浄水場の処理施設で十分対応可能かなという思いをいたしております。当然、日本というのは世界でも例を見ない水道用水の水質が厳しいものでございますので、そうしたことを少しでもクリアできないということになれば、高度処理を導入せんなんということになろうかというように思いますけれども、現段階でそういうこと確定したわけではございませんので、水質については私今のところは心配はいたしておりません。

なんせいろいろ言いましたけれども、ダムこそが本当に丹波・瑞穂地域両町の水道を、また安定した水道用水を救う手だての本当に手段の大きなものだと私思っていますので、これはずいぶん皆さん方のご賛同を得て、早期完成を目指したいという強い思いでございますので、一つよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 今回提案をされておりますこの発議に対しまして、賛同しております賛成者の立場から少し述べさせていただきたいというふうに思うわけでございますが、確かにここ二、三年間、水が余りつらい思いを私もしてまいった覚えはないわけでございますが、振り返りますと、過去には非常に苦労をした覚えがあります。あるいはまた、最近ですと平成18年だったと思いますが、大変な水不足を体験いたしまして、その折にも町の職員の皆様方、本当にこの水源地からもれた水を水中ポンプというんですか、そうしたポンプで1滴ももらさんようにまた返していただいている、そんな努力を24時間いただいているというようなことを目にした覚えがありました。我々、その当時の有志で、ずっと水源地を見て回った記憶があるわけですが、きょう現在持っております水源地、かなり老朽化をいたしております。既に耐用年数を経過したもの、あるいはもう間もなく耐用年数がくるもの等々含めて枯渇をまさにしようという水源がその当時もたくさん見受けたわけございまして、そうした意味からも、あるいはまた最近水量を見てますとクラベシの第2水源に当たる水源地もかなり取水量が減ってるようでございます。私はむしろダムの完成までもつんかいなというようなことも心配をいたしてるわけでございますが、そういうことも含めて、私はやっぱり安定

的にどうしても水の部分については余裕のある水が必要であるだろうというふうに、なければならぬというふうに思います。

というふうに申し上げますのは、せんだっても須知の地域では大変な火災がございまして、2戸が全焼し、1戸が半焼する。あるいは亡くなった方がいらっしゃる。この地域も、その当時のことを見てもみますと、ちょうど深夜でございましたので、水道そのものをちょうど水道管が250ミリ、この地域は入ってるところでございまして、消防ポンプが5台がくみ出して消火に当たったわけでございますが、これがもし夏のそうした渇水期の時期で、ましてやご家庭で水をそれぞれ利用されとりますような、そうした時間帯であつたらどんなふうになつたらぬというようなことを考えますときに、本当に私は背筋の寒い思いをするわけでございます。そういう意味からも、余裕のある、一定、そしてまた行政、ただ現在議会議員とさせていただいております、その議員の立場からも、一定やっぱり責任を持つということが必要であるだろうと、将来に対しても責任を持つということが必要だと思います。

そんなようなことを意味も含めて、賛同をさせていただいたわけでございますが、一つ本日、15名の議員でございますが、良識ある議員の皆さん方の賛同をぜひ一つ、お願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上で、質疑を終結いたします。これにより討論を行います。

討論はありませんか。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま、提案をされました発議第1号、畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

畑川ダムの建設計画は18年前、旧丹波・瑞穂の開発団地で人口が6千人増えるとして計画をされたものであります。これまで、我が日本共産党議員団は今、社会的人口が減少する中、本町においても年々人口が減り、人口が増えるから水が不足として計画をされた畑川ダムの建設計画は見直すべきであると指摘してまいりました。しかしその分、町内の事業所が増量要望しているとして進めてきました。20年の7月31日に開かれました府の公共事業評価委員会でも水事業が過大予測ではないかと疑問視する意見も出され、大量に水を希望する企業との契約も必要と指摘をされ、委員長からのその対応も求められました。また、この3月16日には京丹波町の住民から畑川ダムは過大な水事業予測に基づく計画で、不必要であるとして府知事に対し事業の中止や、支出した公金の返還を求める監査請求がされました。

平成19年には、1,200人を越える人たちが畑川ダムの再検討を求める要望書も提出をされております。こうした住民の声がある中、今回出されようとしている意見書は私たち

住民の代表である議員としても、容認できるものではないことを指摘いたしまして反対いたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております。畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書について、私も反対の立場で討論を行います。

私たちが住む丹波高原地帯は由良川、桂川の分水嶺に位置し従来から水不足に悩まされてきました。これを解決するために平成10年から始まった水道統合整備事業で、平成16年には3,600トンの新規水源が確保され、合計9,100トンの水源を得るまでになりました。さらに、旧丹波・瑞穂町の21の簡易水道施設をつなぐ一体化工事が行われ、水の融通が可能となりました。現在、平均的な使用水量6,200トンが安定的に供給され、水事業に余裕が生まれるまでになっています。私たち日本共産党議員団は、これまで114億円執行してきた水道統合整備事業の成果を生かすべきであると考えます。

したがって、今進められております5,000トンの水源確保を目的とする畑川ダム建設については、建設根拠となっている水需要予測が過大であることを議会ごとに訴えてまいりました。平成18年11月には、事業所への聞き取り調査も行ってまいりました。例えば次代を担う子供たちの健やかな成長を支援するとして、次世代育成支援後期行動計画を町長は22年度よりスタートするとされておりますけれども、この計画では29年度の人口を1万5,199人と推計されており、21年度の1万7,124人から2千人減少すると見込んでおられます。

しかし、町の水事業計画では、開発団地で2,290人の人口を見込んでいます。私たちは、まちづくりを否定するものではありませんが、余りにも極端であります。事業所の増量要望水量4,600トンも、過大で常識的に考えても納得できるものではありません。現在3,000トン近くの余剰水がありますが、仮に将来人口増や企業誘致による水事業不足になったときには、ダム建設による取水ではなく、それこそ合併した効果も生かして旧和知町の水源利用や和知ダムから取水、伏流水などの水源確保で対応することが、より現実的で経済的にも有利であり、ダムは不要であります。私たちはこうした立場から畑川ダムの見直しを求めてきました。約380億円もの借金を抱えている今、さらに借金を増やし町民に負担を押しつけるのはやめるべきであります。3月16日には住民10人の方が今でも十分な水が確保されており、流域の人口は年々減少している。畑川ダムの5,000トンの水需要があるのか疑問と主張をされまして、ダムは不必要として府知事にダム中止の監査請求がされ

ました。今回、急遽の意見書提出は、これらの住民の皆さんの声を踏みにじるものであり、賛成できません。

以上の理由により、本議案には反対といたします。

以上であります。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

山田君。

○15番（山田 均君） ただいま、提案されております発議第1号、畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書に反対の立場から討論を行います。

提案された畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書は、今この時期に、しかも突然、急に提出する一番の目的は何であるのか。ダムの促進よりも今激しく戦われている知事選挙で、畑川ダムは地元住民を代表する議会から、強い要望の意見書をいただいた宣伝の材料に使おうというねらいが見え見えではないかと、こんな党利党略的なやり方は住民の願いで大きくかけ離れていることを、まず指摘をするものであります。

畑川ダムは20年前の旧丹波町の山崎町長のとときに、企業誘致や住宅開発などを進めるためには水が必要としてダム建設の構想が持ち上がり、国や府に要望したが一町だけの要望では無理とのことから、旧瑞穂にも働きかけダム建設が動き出してきました。その根拠にしたのが、丹波と瑞穂にある7,000区画以上の開発団地の所有者に、アンケートを実施してアンケートの回答は全体の26%であるのに、回答者の30%の人が水を希望しているとして、この30%を7,114区画の全体の3割の人が、水を希望しているとして6千人の人が増えるというずさんな計画を強引に進めてきました。

平成19年には、再度開発団地の所有者にアンケートを実施して、意向調査を行いました。開発団地で6千人の人口が増える見通しが立たなくなり、それにかわって出されてきたのが現在、丹波と瑞穂地内にある主な事業所へのアンケートや、電話などによる調査で増量要望を含めて、5,000トンの水が必要であると、こうなってきたのであります。特に、一企業が現在の水使用が520トンであるのに、今後3,000トンの水要望があるとして事業所の増量要望をあわせて、4,950トンになりダムからの取水予定の5,000トンに見合う増量要望になっています。京都府の再評価委員会で指摘されたように、口頭の話をもとにした事業予測を行うのは適切ではない。契約書などで確認しておくべきだなど厳しい指摘がされました。委員長は、早く契約書を交わすように留意していただきたい旨の指示をされましたが、町長の答弁では企業とそんな契約はできない答弁をされましたが、町内事業所の増量要望もあいまいで、ずさんなものであると言えます。水は、統合計画により新規水源の

確保など20年前とは大きな違いがあります。新規水源の確保で9,100トン確保できており、平均的使用量は6,200トンとされており、現時点での一定の余裕もあります。丹波・瑞穂地域は長年、水不足に苦勞してきました。水は、豊富にあった方がいいというのは、だれもが思うことです。しかし、そこには大きな負担がついてくるということでもあります。

ダム計画は18年も前に計画され、人口増の根拠も町内事業所の増量要望も作為と思える計画であります。また、工事調整も強調されますが、本流である高屋川の改修こそ、最優先すべきであること。また、人口が右肩上がりに増えることを前提に計画されたものが、経済状況や人口動態がかわれば当然、計画も見直す必要があります。一度も見直しをされておられません。まさに、ダムありきで進められてきました。また水質の問題でも分水嶺で山紫水明の地域にあるのに、水が汚いとしてわざわざ水を高度処理をして給水する計画で、しかも施設の建設に10億円も投入する計画になっています。

人口や企業の増量が計画どおり進まなければ、その負担は住民の負担になります。しかも丹波、瑞穂地域での計画であるのに、和知地域も含めた全町民の負担となります。知事に意見書を提出することは、町村合併へと同じように推進をしながら問題が出れば、市町村が決めたことと無責任な態度をとってることからも、ダム推進の要望意見書を提出すれば、将来水余りに対してへも使わなくても大きな負担を町民が背負うこととなります。工事入札も昨年10月に終わり、工事が進んでいる今日、さらに推進の要望意見書を提出する必要はないということを申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を、これで終結いたします。これより、発議第1号を採決いたします。

発議第1号、畑川ダム建設事業早期完成を求める意見書を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。ただいま、議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては議長にご一任をお願いいたします。

《日程第54、閉会中の継続調査について》

○議長（西山和樹君） 日程第54、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたと

おり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時48分